

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予算及び自治基本条例特別委員会会議録（3）（25.3定）</p>			
日 時	平成 25 年 9 月 13 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 0 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、斎藤（博）副委員長、秋元・成田・川畑・松田・鈴木・酒井・上野各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部・産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、松田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、吹田委員が成田委員に、高橋委員が松田委員に、新谷委員が川畑委員に、前田委員が酒井委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

---

○鈴木委員

◎財政の概況について

最初に、財政の概況ということで、平成25年9月、財政部から出ている資料を基に質問いたします。

まず、この3ページなのですが、今、他会計からの借入れはなしということにして、なおかつ返済しながらこの残高を減らしていくという計画で本市はやっております。その中で、24年度は9,700万円の償還で、前にたしか38年度ころまでに完済というふう聞いておりますけれども、その計画どおりに行っているのかどうかお聞きします。

○（財政）柴田主幹

他会計並びに基金からの借入れの償還についてでございますが、それぞれ借入れのときに償還の計画を立てまして借入れを行っています。ただいま委員からありましたとおり、平成38年度までの完済を予定しているところでありますが、現在のところ、その計画に沿った返済を行っているところでございます。

○鈴木委員

それで、単年度の黒字額が減って行って、昨年度や一昨年度、黒字がかなり出たのですけれども、だんだん今回、狂ってきているということがあります。それによってこの返済計画には影響がないと考えていいですか。

○（財政）柴田主幹

状況はいろいろと変わってくる部分があるかと思っておりますけれども、今のところはその償還計画に沿って返済していく予定としております。本年3月に示した中期財政収支見通しにおきましても、償還の計画を見込んだ上での収支の見通しを立てているというところでございます。

○鈴木委員

次に、7ページの財政調整基金積立金に関することなのですが、諸支出金ということで、昨年度は28億7,300万円と書いてあります。一昨年度から増えた理由はどういうことなのでしょう。

○（財政）財政課長

平成24年度決算で23年度決算よりも諸支出金が増えた理由でございますけれども、諸支出金は財政の概況で「特別会計などへの借入金償還金などに使われる経費」となっておりますが、委員がおっしゃるとおり、財政調整基金積立金も諸支出金で支出しているところでございます。そのほかには、土地開発公社への貸付金もここに分類されています。

この経費が23年度に増えた理由でございますけれども、23年度は財政調整基金積立金として、22年度からの黒字になった分の繰越金のうち約6億6,700万円を積み立てましたが、24年度につきましては、23年度からの繰越金のうち、補正で活用した財源を除いた約8億5,300万円、それと7月に普通交付税が算定された際に、予算を上回った部

分が約 4 億 7,700 万円ございましたので、この合わせた額を 24 年第 3 回定例会で積み立てているほか、25 年第 1 回定例会でも、市税収入の増分や、過疎債のソフト事業で起債して借り入れるという部分の歳入の増分を、一般財源の中で振り替えまして、その分でさらに 5 億円ほど積み立てておりますので、その合計で、23 年度よりも、24 年度の決算額としてこの部分が 12 億円ほど多くなっております。

○鈴木委員

それと、9 ページになりますけれども、人件費の推移というところで、退職手当というのがあります。これが 11 億 3,300 万円ということです。この退職手当は、団塊の世代の職員の方が退職されて、この辺がピークというか、これからは減ると考えてよろしいですか。

○(財政) 財政課長

人件費のうちの退職手当の分でございますけれども、本市等の部分で団塊の世代の退職のピークというのは、表で示しているとおり、平成 19 年度が一つのピークになっておりまして、ここ何年かは五、六十人で推移しておりますので、この後の部分では、一応この 19 年度をピークに徐々に下がり、年度によっては横ばいになるときもございますが、ピークとしては 19 年度がピークという形になっております。

○鈴木委員

今の一連の質問はなぜかといいますと、退職手当債ということなのですが、退職手当債というのは、お聞きしますと、退職手当というか、ある一定の額を見込んでそれを上回る部分を借りられるということで、退職手当債ということだと思っておりますけれども、まず退職手当債について御説明願います。

○(財政) 財政課長

退職手当債についてでございますけれども、退職手当債は、団塊の世代の職員が退職することに伴いまして、制度的には拡充されております。内容といたしましては、平成 18 年度以降、退職手当が各自治体で大幅に増加することを見越しまして、今後の総人件費の部分を見越して、10 年間の特例措置という形で、定年退職等の退職手当の財源に充てるための発行ができるようになりました。18 年度から 10 年間ですと、27 年度までとなっております。

これにつきましては、平年ベースを上回る退職手当がある部分に、計画等を定めまして、先ほど委員からもありましたけれども、平年ベースの退職手当を上回る額の部分について退職手当債を発行できる形になっておりまして、本市が現在、発行している退職手当債の分につきましては、この拡充された分で発行しているところでございます。

○鈴木委員

今の御答弁ですと、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間、この退職手当債を発行して借りられるわけです。27 年度までということは、あと 2 年間しかないです。もう一つは、今、歳入の部分で、退職手当債の六、七億円を歳入として見込んでいるというか、使い回しをしているわけですが、それが 27 年度になって、この六、七億円というのはこの計画の中に入っているのかを聞かせていただけますか。

○(財政) 柴田主幹

退職手当債についてですが、先ほど申し上げたとおり、中期財政収支見通しの中で、平成 27 年度まで退職手当債を見込んでおります。28 年度以降は、退職手当債は見込んでおりません。その関係もありまして、収支が大きく悪化している見込みを立てざるを得なかったということでもあります。それに対応するため、財政健全化の取組を続けまして、毎年度 6 億円程度の改善目標を立てていくということでの収支計画となっております。

○鈴木委員

今の御答弁ですと、平成 27 年度までで退職手当債は発行できなくなる、それを見込んで、今この計画書はできているので、見通しとしては大丈夫だと考えてよろしいのですね。

○（財政）柴田主幹

改善努力を含めた上で、平成29年度までは収支の均衡はとれていくのだろうと、とっていききたいという目標を立てているところであります。

○鈴木委員

この項の最後なのですけれども、退職手当債の六、七億円がなくなって急に減る分というのは、今から手当てをしていくと考えているのですか。それとも、平成27年度で切れた時点で、この部分の何かしらの補填策を考えているということなのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

中期財政収支見通しで示しているとおおり、平成26年度、27年度と、単年度では赤字が出てくると、28年度も大きく赤字が発生するわけですがすけれども、これに対応するために財政調整基金にできるだけためていくということと、毎年度6億円程度の改善目標を立てる中で、現在から手だてを立てて対応していききたいということで考えているといったところでございます。

○鈴木委員

ということは、財政調整基金のうちの六、七億円は先食いというか、そういった形になるので、それは積んでおかないと危険だということなのですね。そうすると、財政調整基金は6億円以上なければ厳しいという考えでよろしいですか。

○（財政）財政課長

そういう部分もございませし、あと、当初予算でどの程度財源不足が見込まれるかという部分もございませので、各年度で6億円あればいいという形ではなく、やはり昨今の状況ですと、地方交付税の減額の部分、あと、市税の減収の部分などもありますので、あと、今の部分で見込めないものとしましては、消費税増税の部分、あと、それに伴う社会保障制度改革によりまして、どのぐらい地方の負担が増えていくのか、その辺が見えてまいりませので、私どもとしては、できる限り財政調整基金を積んでいかなければ、今後の財政運営に支障を来す可能性はあるというふうには考えております。

○鈴木委員

そういったことなので、平成28年度以降、また一段と厳しくなるということがわかりましたので、しっかりと予算を立ててやっていただきたいということで、この項は終わらせていただきます。

◎地域包括支援センターについて

次に、地域包括支援センターについて何点かお聞きをします。

まず、地域包括支援センターの業務内容を聞かせていただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターの業務内容についてであります。大きく分けて五つの業務内容になっております。

一つ目は、高齢者の総合相談としての窓口の業務、二つ目は、高齢者の権利擁護の業務、三つ目は、包括的・継続的ケアマネジメントということで、民間の居宅介護支援事業所が持っている困難ケースを居宅介護支援事業所と共同で解決に向かう業務、四つ目は、元気な高齢者が介護が必要な状態にならないような介護予防の業務、この四つの業務を小樽市が地域包括支援センターに委託しております。それと、五つ目の業務は、指定介護予防支援事業者ということで、要支援者のケアプランをつくる業務になっております。これは、要支援者のケアプランをつくって介護報酬を得ておりますので、いわば民間の居宅介護支援事業所に近い業務であり、地域包括支援センターは、市の委託を受けるという公的機関としての顔と、介護事業所としての民間の顔、両面を持ち合わせているというところでございます。

#### ○鈴木委員

五つの仕事のうち、一つだけが委託事業ではないということです。その抜けた一つをどうこう言うのはどうかと思うのですが、要支援者のプランを作成するという 5 番目の仕事ですが、まず、地域包括支援センターに御相談されて、例えばどこに振り分けるかといったことをされているのですよね。お金をもらってされているということでもありますけれども、その人数といえますか、どのぐらいいらっしゃるのか聞かせていただけますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

各地域包括支援センターでの要支援のプランの作成対象の人数でございますが、平成25年7月現在でございますと、北西部地域包括支援センターが293人、中部地域包括支援センターが952人、東南部地域包括支援センターが332人で、市内全体で1,577人となっております。

#### ○鈴木委員

市の委託事業から外れることはわかっているのですが、ケアプランをつくる方から私にお話が来て、その方というか、事業者からお話が来て、振り分け方が多少偏っているのではないかという懸念の声がありました。そういうことについては、市の委託事業ではないのですが、あくまでも地域包括支援センターという名前ですから、市から委託を受けていると考える方もいるのです。そういった中で、そういう懸念があるという話なのですが、そういうことについては、チェック等をされることはできるのでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターがサービス事業所に依頼する、それについて偏っているという御意見の中で、チェックする方法があるかということでございますが、現在、チェックする方法という部分で、細かい部分はとっておりません。

今、おっしゃった、地域包括支援センターがある事業所に偏って依頼するということは、全国的にある例としましては、例えば地域包括支援センターが、運営している法人が居宅サービス事業を行っている、同一法人の中で集中するということは全国でも例がありますので、その部分では、小樽市も昨年4月から1年間、新規要支援者の依頼状況を調べたところ、同一法人への依頼というのは10パーセントしかありませんでしたので、同一法人での依頼の偏りというのは見られませんでした。

ただし、今の御質問の、何かチェックしているのかということになりますと、同一法人部分でしかチェックしておりませんので、そういう意味では、地域包括支援センターから民間事業所への依頼の偏りというのは、現状ではチェックできてない状況になっております。

#### ○鈴木委員

私もそうやって相談されて、偏っているというのはわからない、思っていないわけです。ただ、そうやって聞かれたときに、こういう振り分けをしているので、たぶん公正に行われていると思いますと答えたいのですが、そうやって振り分けるに当たって、何か指示というか、そういうことはしているのかお聞きします。

#### ○（医療保険）介護保険課長

具体的に、地域包括支援センターでサービス事業所に依頼を振るときのことにつきまして、3センターの所長に情報をとりました。事業所に依頼する場合に、まず利用者の意向を聞くということになります。例えばデイサービスを利用したいという利用者がある場合に、デイサービスというのは送迎がありますので、まず、御自宅から近い事業所を望むかどうか、次に、デイサービスには定員がありますので、大人数がいるデイサービスで皆さんとわいわいやりたいのか、それとも、小ぢんまりとしたところで過ごしたいのか、それと、風呂に入らなければならないので、例えば銭湯のように大きな風呂がいいのか、プライバシーが守られる風呂がいいのか、若しくは、例えば食事になりますと、食にこだわりのある人が、例えばデイサービスによっては毎日手づくりで昼食をつくっているところもあれば、業者から食材だけ取り寄せて、簡単に温めているという事業所もあるので、利用者にどういう希望

があるのかを聞いて、事業所を選択することにしております。仮に、今、言ったような質問をした結果、候補が二つ、三つになった場合には、お試しデイサービスということで、実際に利用者がデイサービスを利用して、自分に合ったデイサービスを最終的に選択する形になります。

それで、要支援者の方が要介護者と違うというのは、元気で判断能力もあるものですから、これらの質問に答えていくと、おのずと事業所が決まるような形になるということになりますので、今、偏って事業所に依頼している状況があるということは考えにくいのではないかと判断しておりますし、仮にそういう数字が出てきたということは、逆に言うと、高齢者のニーズがそういうニーズになっているのではないかと考えております。

#### ○鈴木委員

そういう受け取られ方をしないように、懸念がありますので、よく気をつけてやっていただきたいと思います。

#### ◎子育て支援について

次に、子育て支援について何点かお聞きします。

この前、新光のみどり保育園が2011年度末に、保育ホームタンポポが本年5月に閉所しているが、今度は共同保育所ポッポの家が閉所することになったとの新聞報道がありました。これらは認可外保育施設であります。小樽市では、今、待機児童はいないということになっております。そういう中でも、このように認可外保育施設が重宝されているという現実があるわけであります。

そこで、こういった閉所が続いたときに、子育てに関するそういったことのフォローができるのかまずお聞きします。

#### ○（福祉）子育て支援課長

今、御指摘がございましたポッポの家につきましては、平成25年度末をもって閉所するというところで事業者から伺っているところでございます。その際に、今いる園児の今後のことも施設として話をしていきますし、それから、そういう話をお聞きした私どもとしても、いろいろと御相談があれば、個別でも結構ですし、施設からでも結構ですし、受けていくということで話をした経過がございます。具体的には、26年4月からの入所ということになりますと、新年度の扱いになるものですから、例年、入所の申込みは1月以降になり、具体的には、そういった時期から受けていくことになるかというふうに考えているところでございます。

#### ○鈴木委員

市としては、どうして認可外保育施設が、小樽市の場合、保育所に入所待ちはないというのに、こうやって必要とされているのかという認識はどうなっていますか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

今までもそうでありまして、現在もそうでございますけれども、市内では認可外保育施設が運営を続けてこれられております。これまで継続してきた理由ということになると思うのですが、まずはそれぞれの事業者で、保育活動という面で一定程度特色を出されて、例えば食に対する取組など、いろいろとそういう特色を持っていたということがあるかと思えます。それから、運営面でも、認可保育所の開所時間につきましては、おおむね共通の時間帯になっておりますが、そういった中で認可外保育施設も、全てではございませんけれども、一部には例えば延長保育を夜9時まで実施するなど、いろいろと柔軟に運営されている面などが評価されて、認可保育所ではなく、認可外保育施設などを利用されている方々がいらっしゃるものと思っております。

#### ○鈴木委員

そういう認識であります。実際そうだと思います。

それで、認可外保育施設がこうやって閉鎖された場合、今、課長が言った形については、小樽市の認可保育所並びに地域子育て支援センターで対応しなければいけないと思うのです、預かり時間も含めて。そういうことも含めて、対応は十分だと思えますか。

### ○（福祉）子育て支援課長

先ほど、新年度からの入所ということで答弁させていただきましたけれども、現在までの入所状況で申し上げますと、総体としては、9月1日現在ですが、94.5パーセントという入所率になっておりますので、現在の認可保育所のキャパシティとしては、受入れは可能であると思っております。前後して申しわけありませんけれども、本年4月現在の、今、例に挙げられましたポッポの家の関係で言いますと、12人の在籍となっておりますので、そういった面からすると、保護者の方々の選択肢はあり得ますけれども、受入れについては可能だと思っております。

それから、もう一点ございました、ファミリーサポートセンターの御指摘だと思うのですが、先ほど申し上げました運営時間の関係ですが、認可外保育施設が柔軟にやられていた部分で、夜9時までなどの時間帯もございます。ただ、認可保育所は、延長保育としては夜7時までということで運営しておりますので、その後、受入先がどうかということにつきましては、ファミリーサポートセンターでの帰宅後の預かり、保育所などへの送迎などもございます。また、時間帯としては夜10時までを一応延長時間としておりますので、こういったものの活用で一定の対応は図れるのではないかと考えているところでございます。

### ○鈴木委員

この項最後に、今、ファミリーサポートセンターの話が出ましたので、1点だけお聞きします。

ファミリーサポートセンターについて、赤岩の方からだったかと思いますが、ほかの地区に行ったときに、ファミリーサポートセンターのメニューが少し違うと、このメニューがあるだろうと思って行って、申し込もうと思ったのですが、それが無いということがあったのです。市でそのようにやっています、風の子、げんき、あそぼの3ファミリーサポートセンターについて、同一メニューではないということなのでしょうか。

また、今後それは改善されるのか、それとも、それぞれの特色を生かしてそういった形にするのかお聞かせください。

### ○（福祉）子育て支援課長

ただいまの御質問の関係につきましては、子育て支援センターの事業ということでの御質問ということで答弁させていただきます。

子育て支援センターは、それぞれ開設時期も違ってございまして、最初に、平成13年度に奥沢保育所にありますげんきが開設しました。それから、翌14年度に赤岩保育所に風の子が開設し、そして、今年度、銭函保育所であそぼという3か所目が開設しております。それで、最初は1か所から始めた事業でありますので、まず、その事業からスタートしまして、そして、2か所目ができたときに、どのように事業を調整してやっていくのかということで、そのような歴史とございますか、単年度ごとに事業の取組を振り返りながら、新年度、どう取り組んでいくかということで進めてきております。そういった意味では、3か所あるから全て共通の事業を行うということではなく、その時々ニーズに合っているのだろうかということを単年度ごとに振り返りながら、翌年度できるだけそういったものに添えていく、そういう趣旨でそれぞれ特色のある事業を、中には町会館に出向くなど、ニーズが多いものについては共通してやっている部分がございますけれども、考え方としては特色を持ちながらできるだけニーズに応えたいという考え方でございます。

---

### ○酒井委員

それでは、私からは2点ほど質問させていただきます。

### ◎地場産品導入促進事業について

1点目に、小学生の卒業記念のガラス製作体験の事業ということで、たしか平成23年度からスタートしていたかと思うのですが、これについて質問させていただきます。

まず、この事業の参加者の推移について、今年度はまだ途中なのでわからないだろうと思うのですが、聞かせて

いただきたいと思いをします。

○（産業港湾）産業振興課長

平成24年度から卒業記念のガラス製作体験の事業を開始しておりまして、24年度、昨年度ですけれども、全体の参加児童が758名で、参加率としては約8割、79.2パーセントとなっております。今年度はまだ途中でございまして、特徴としては、昨年度、この事業の我々の案というのは、あくまでも放課後や休みを利用して任意に参加してくださいと、場合によっては学校単位で取り組んでくれることは大歓迎というような話で提案しているのですが、学校単位で学校が仕切ってやっていただいたのが四、五校だったのですが、春にまた事業の説明をしたときから、最終的に返事もいただいて、まだ最終決定していない学校もありますけれども、学校単位で取り組んでいただける学校が大幅増えまして、小学校24校の半分以上は、学校が何らかの関与をして積極的にかかわっていただいて取り組んでいただけるというような状況になっておりますので、昨年度よりは増えた形での実施率になるのではないかとということで、期待を込めて見守っております。

○酒井委員

ちなみに、平成24年度参加された児童、送り迎えをした保護者に対して、アンケート調査のようなことは行っていたのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

アンケートは実施しておりません。実施はしていないのですが、学校単位で取り組んだときや、事業の開始直後、参加人数が多いとき、私も行ったことがありますし、職員が工房に実際迎える形で若干話を聞いたりして、我々が意図的に行ったのは、年度終わりの2月ころに、まだ実施率が低かった学校もあるので、再度のPRということもありましたし、年度が終わって、事業の総括のような形で各学校の教員に話を聞いて回りました。

○酒井委員

先日、小樽青年会議所で、ふるさと創造樽っ子サミットを、議場を使って行いました。その前段階で2回ほど勉強会をやったときの話なのですが、中学校1、2年生が対象だったので、そこに来ていた中学校1年生から、生徒たちの声としては、小樽の魅力というのは何かと聞いたときに、ガラスという、ガラスがあるまちだという回答がすごく多かったのですが、その中で1人、このガラス体験に参加された生徒もいらっやまして、その生徒との話の中で、私が大きくなったらぜひ小樽で働きたい、ガラス体験がおもしろかったから、できればそういう仕事もしたいという声もありました。非常にいい事業だと思いますし、参加人数も増えているということで、昨年度、今年度だけではなく、郷土愛といいますか、そういうことにもつながりますので、来年度以降もぜひ続けていただきたいと思いをしますので、よろしくお願ひします。

◎銭函地区の雨水処理について

2点目は、銭函地区の雨水処理ということで、第2回定例会の予算特別委員会で要望していたのですが、この春に雨水と雪解け水がちょうど重なった日がありまして、洪水のような感じになって、その水が下水のほうに入っていくと、最終処理場がパンクしてしまったということがありました。それについて何か対策をとということで要望しておりました。その後、先日、2週間ほど前でしょうか、銭函を回っているときに、短時間だったので、大雨が降ったときに、住民の方から心配の声がありまして、もしかしたらまたそうなるのではないかとというような声もありました。その後の対策や今、考えていることがあれば、聞かせていただきたいと思いをします。

○（水道）管路維持課長

大雨時に下水道の流れが悪いというのは、今、全道的、全国的な課題でもございまして。その中で、今、銭函地区の当該地区におきましては、対策といたしましては、大雨時の汚水管内の水位の確認調査を行うところとございまして。この調査の結果を見て、例えば、汚水管で満水になっている管から、まだ余裕がある管にバイパスを組んで、流れをよくするなどの対策をとっていきたくと思いをしております。

また、それまで、住民の方には大雨時には御迷惑をおかけすることもございますが、そのときには今までどおり、早急に仮設トイレを設置して対応していきたいと考えております。

**○酒井委員**

前回この事案があったときも、仮設トイレを早急に設置していただいて本当にありがたいと思ったのですが、高齢者の方が仮設トイレまで行けない、一人で行けないなど、結構不便な部分がありました。今、調査していろいろと対策をとるということだったのですが、住民の声としまして、雨が降るたびにこうなるのではないかと、来年の雪解け時にまたこうなるのではないかとという心配もありますので、まずは調査をしていただいて適正な対応をしていただきたいと思います。

それと、この事案について、最終処理場がパンクする前の段階で、側溝が詰まって、その水が国道、市道、道道にあふれ出て、最終的に下水に入ってしまったということだったと思います。そういう意味で、側溝の部分で何か対策があるのか、若しくはこの事案の後に何か動きがあったのか、その辺についてありましたらお願いしたいと思います。

**○（建設）建設事業課長**

銭函地区の雨水対策でございますけれども、当日、4月7日ですが、委員もおっしゃっていたように、雨と急激な雪解けによりまして、多量の水が生じたものというふうに認識しておりまして、施設の整備という部分でいきますと、頻繁に発生するようなものではない量への対応につきましては、施設の整備というのはなかなか難しいのではないかと思っておりますけれども、今、御質問にございましたとおり、土砂や落ち葉などの詰まりが原因になって側溝があふれるということは問題ですから、その辺については、順次しゅんせつ作業を行っていくものであります。当該地につきましては、発生した翌日以降、現地調査と地元の方からの聞き取りも踏まえまして、隣接している市道の側溝のしゅんせつを実施したところであります。

**○酒井委員**

繰り返しになって申しわけないのですが、住民の方は非常に不安を感じています。雨が降るたび、最近の雨の降り方は、気象状況が変わっているというか、ざあっと雨が降って、すぐにやんだりして、尋常ではないくらいに降るときもあります。そのたびにまたトイレが詰まるのではないかと。これから雪が降ってまた春を迎えるとき、たまたま雪解け水と雨水が重なってあのような事案になったとは思いますが、やはりトイレが使えないというのは非常に不安ですし、不便も感じますので、適切な処置や対策を再度、要望いたしますので、よろしく願いいたします。

**○上野委員**

**◎学力向上について**

最初に、学力向上について質問させていただきます。

この前の代表質問で、学力向上について、教育長から学校間格差があることを現実として受け止めるという御答弁をいただきました。要するに、学校間格差が現実にあるという御答弁だったと思うのですが、この学校間格差について、教育委員会では、現在まで全国学力・学習状況調査をやっている中で、どれぐらいの差があるのかという調査や検証をされているのか、まずお聞かせください。

**○（教育）指導室主幹**

これまでの全国学力・学習状況調査の結果において、学校間における調査の結果の差というようなことについて、検証分析は行っているところでございます。

**○上野委員**

行っているということでございましたので、今年度についてはこれから検証されると思うのですが、おっ

しゃることができる範囲で結構なのですけれども、どれぐらいの学校間の格差が過去にあったのか、それが縮まってきたのか、現状はあまり変わらないのか、そういう部分を答えられる範囲でお答えいただけたらと思います。

○（教育）指導室主幹

学校間の差についてでございますけれども、答えられる部分で言いますと、子供たちの状況によって毎年度その差は変わってきますので、一概には言えませんが、第 1 回定例会のときに示した、大体 20 ポイントの差については、ほぼ変わりなく推移しているところでございます。

○上野委員

この学校間格差について、過去の中で、教育委員会では当然、どの学校でどれぐらいの差があるかというのはわかっていると思うのですけれども、その差、上下が、下のほうは下のほうであまり変わらないままなのか、変動が結構あるのかどうなのか、もしわかればお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

それも年度によってさまざまでございます。子供たちの状況、それから学校の取組状況によって変化はしてきておりますので、一概に固定化されているとは言えませんが、傾向としてそのような分析又は調査は行っているところでございます。

○上野委員

教育長からは、この差を改善するために、成果が上がっている学校をより伸ばして、その学校の教育実践の交流、あるいは人事異動などによって他の学校へ波及させるという御答弁をいただいたのですけれども、特にこの人事異動につきましては、北海道教育委員会の所管だとは思いますが、また、小樽市教育委員会としては道教委にお願いするといった形になるとは思いますが、こういう人事異動等も含めた形の学校間格差の改善に向けての取組を、実際に既に行っているのかどうか、それともこれから取り組むことなのかどうかお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

人事異動につきましては、さまざまな要件の下、いわゆる適材適所という観点で道教委へ内申を行っております。例を挙げますと、現任校における在籍年数や年齢層、男女比率、中学校であれば教科の兼ね合いなどのほか、校長の具申、つまり校長が学校の課題の改善に向けて、例えば学力向上の問題、生徒指導の問題などの解決に向けて、どのような要望があるかといった意見も聞きながら、委員がおっしゃる格差に特化してということはなく、いろいろな要素を相対的に判断してこれまで行っているところでございます。

今年度につきましては、道教委から学校力向上に関する総合実践事業の指定を受けた学校があり、その事業に必要な人材をその学校に配置しておりますので、そういった人材がこの事業を通じてさらに教師力を高めていって、その後、他校に異動することによって、委員がおっしゃる学校間格差の解消にもつながっていく、そういった観点も視野に入れながら、人事異動については道教委へ要望していきたいと考えております。

○（教育）指導室主幹

今年度からスタートした学校力向上に関する総合実践事業について補足させていただきますと、本事業は人事の配置においても、初任者及び学校改善に期待する意欲を持つ優秀な人材が配置されているところでございます。人材の育成というものを狙いの一つとしているところから、将来のスクールリーダーや若手教員の育成を大切にしていきながら、そこで育成された人材を人事異動等により交流させていくことで、市内全体のレベルアップを図っていくという取組でもあるということを申し添えます。

○上野委員

今、御答弁いただきましたけれども、要するに学校間格差というか、その部分だけではないですが、今後はそこにも重点をさらに置いて、人事異動も含めた形で取り組んでいくという認識でよろしいでしょうか。

### ○（教育）学校教育課長

先ほども申し上げたとおり、そういった観点も視野に入れてやっていきたいと考えております。

### ○上野委員

どこをもって優秀な人材と言うかはいろいろな観点があるかと思いますが、積極的にモデル校等で進んでいる方々で、先進的なことをさまざま取り組まれている部分を他校に波及させるためには、人事異動はやはり有効な手段だと思います。それは市教委の所管でもございますので、そういうものを最大限本当に活用して、学校間格差も含めた学力向上に向けてぜひ取り組んでいただければと思います。

もう一点、この学力向上については、危機意識についても質問させていただきました。先日、静岡県知事が、国語の点数が非常に低かったので、ワースト100位というか、校長の名前を、実名を出すということがニュースに出ておりましたけれども、それがいいか悪いかは別として、全国的にこの学力低下の危機意識というのがかなりあるという認識は、このニュースから受けております。

そこで、市教委としては、教員や保護者に対して、子供たちの学力の実態をより正しく認識させることや質の高い教育実践に触れる機会を提供することで、危機意識を高めたいという御答弁を代表質問でいただいているのですが、具体的にはどのような取組をお考えなのかお聞かせください。

### ○（教育）指導室主幹

保護者や教員に学力に対する正しい認識を持たせる取組についてでございますけれども、これまでも教育委員会としては、保護者に対して学力調査等の結果をグラフや数値などで示した啓発チラシを配布したり、PTA連合会の総会や各学校のPTA研修会で学力の状況や家庭学習の必要性などについて話したりさせていただいているところでございます。

また、保護者に認識を持たせるためには、まず教員の認識を高める必要があることから、先日行われました学力向上実践交流会では、今年度から一般の教員にも入ってもらって、学校力向上に関する総合実践事業の指定校の実践を基に、学力に対する実態について、交流や協議などが行われております。さらに、先日、登別市立幌別小学校及び幌別中学校を視察して、よりよい実践を見ることで、自校の取組を見詰め直すきっかけとなるような研修会を開催するなど、学力に対する正しい意識を持たせる取組などを行っているところでございます。

### ○（教育）指導室長

補足させていただきます。保護者に向けて、やはり学校だけの取組では学力向上は図れないということは、これまでも申し上げているところです。保護者に対しても、その部分で、実は、今年度初めての企画になりますけれども、商業労政課と一緒にやらせていただくのですが、小学生の保護者向け「高等学校合同進路説明会」ということで、10月26日土曜日に、市民会館のホールを借りまして、市内の高校、私立、公立ともに、それと余市紅志高校ということで、9校に集まっていただきまして、小学生の保護者向けに進路説明会を行います。これはやはり将来の小樽の有意義な人材育成という視点からでもありますし、また早い段階から高校のことを知りたい、中学生になってからでは遅いのではないかということから、そういう保護者の声も受けながら、このようなことも今年度初めて取り組むところでございます。

また、同じく10月23日には、秋田大学教授、秋田大学教育文化学部附属小学校校長で、以前こちらにいらした、浦野教授がいらっしゃいます。その教授を招いて、PTA連合会でも、教育講演会ということで、教育委員会と共催で、多くの保護者に家庭学習、家庭でのしつけ、学習の仕方等を含めた講演会を企画しております。そういう両面から、学校、家庭ともに、この学力の問題にしっかりと取り組むという姿勢を、教育委員会が中心になって進めていきたいと思っております。

### ○上野委員

今、御答弁いただきまして、保護者に対しての今後の新しい取組を二つほど出されましたけれども、私も同感で

ございまして、教員は当然そうなのですが、やはり保護者の方々の危機意識がなければ、学校でいくらやっても、教育の根幹は家庭でありますので、そこに刺さり込んでいかなければ学力向上も図れないと認識しています。ぜひとも今の取組を進められて、結果に関しましていい成果が出るように期待しております。

#### ◎防災について

最後に、防災について、防災備品についての質問を代表質問でさせていただきました。食料備蓄品として、アルファ米9,850食とクラッカー1万4,280食の計2万4,130食を常備しておりますという御答弁をいただいたのですが、この中に水がなかったのですが、水はどのような形で常備しているのかをお聞かせください。

#### ○（総務）沢田主幹

備蓄品の水の関係でございまして、アルファ米、クラッカーなどを当初配備したときに、当然水も検討したのですが、賞味期限までが短く更新が早いことや、管理するスペースがとられることなどの理由で、配備を行っていない状況にありました。水の確保についてですけれども、地域防災計画の中で、給水計画として、給水車や給水タンク、ポリ袋などによる給水飲料水の確保を考えており、現在に至っております。

#### ○上野委員

今、給水計画ということでしたが、その給水計画のもととなる、例えば浄水場等がだめになったとき、あるいは地震などで給水車が行けなかったとき、そういうとき、水はどうされるつもりなのでしょうか。

#### ○（総務）沢田主幹

大災害というイメージで委員がおっしゃる、浄水場が壊れて給水ができないといった状況になった場合でありますけれども、水については、現在、各家庭での備蓄を呼びかけております。その中で、若干時間的なロスはあると思いますけれども、イオンなど市内の各量販店から、備蓄品というか、提供を受けるような状況を考えております。

#### ○上野委員

提供もそうなのですが、市として今、さまざまな備蓄品、あるいは今後6か年計画でストーブ等も配備するのですが、やはり水についてもある程度は備蓄する必要があるのではないかなと思うのですが、その点はいかがですか。

#### ○（総務）沢田主幹

水の確保が必要だということでございまして、道内でも179市町村のうち半数以上が飲料水の備蓄を行っていないとも聞いております。その中で、今後どうするか、避難所におけるスペースがあるのか、そういう状況なども考えて、他都市の配備の状況などを見ながら検討していきたいと思っております。

#### ○上野委員

この前、総合防災訓練がありまして、私は炊き出しをしていたのですが、公園の蛇口をあけながら炊き出しをしていて、周りの人たちは本当に被災したら水は絶対に出ないだろうと笑いながらやっていたのですが、本当に水というのは生命線でございますので、量はともかく、まず各所に少しは備蓄する必要があると思っておりますので、ぜひともその点も今後最大限に御検討いただければと思います。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

#### ○松田委員

#### ◎空き家対策について

最初に、空き家対策について伺います。

再度、確認いたしたいのですが、直近の小樽市における、適正に管理されていない空き家の件数、そしてそのうち倒壊の危険性のある件数を示していただければと思います。

○（建設）建築指導課長

市内に倒壊、危険な建物が何棟あるのかという御質問でございますけれども、市として把握している危険度の高い建物については、平成25年3月末でございますが、38棟でございます。そのうち、倒壊しそうなということでございますけれども、倒壊しそうなというのは傾きがかなり大きく、危険な状況にあるわけですが、この建物については、現在この38棟の中に危険度が高いという形で把握しております。

○松田委員

空き家はどのくらいありますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

空き家の件数につきましては、現状では、国の調査ですけれども、平成20年度に行いました住宅・土地統計調査では、空き家としましては約1万件あると把握しておりますが、の中には集合住宅の空き部屋なども含まれておりまして、委員がおっしゃるような空き家の数とは食い違うのではないかと考えております。一戸建ての空き家については、正確なところは実際のところ把握しておりませんが、今、市で対策として取り組もうとしている部分が、倒壊の危険性のある危険な空き家ということですので、そういった部分で整理させていただいて、38件という答弁をさせていただいているところです。

○松田委員

今、小樽市では、後志総合振興局の廃屋・空き家対策モデル条例を受けて、条例化に向けて進まれていると思うのですが、それについての現在までの進捗状況を聞かせていただければと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

空き家対策の条例化に向けた検討の進捗状況についてですけれども、現在も庁内の連絡会議で引き続き条例の制定に向けて空き家の所有者の特定、危険度の判定基準、それらを踏まえた具体的な業務処理の流れについて整理を行っているところでございます。

○松田委員

空き家に関する適正管理を促す条例を制定している自治体はたくさんあります。中でも注目を浴びているのが、行政代執行まで盛り込んだ秋田県大仙市です。大仙市では、平成23年12月に空き家等の適正管理に関する条例を制定しました。調べましたところ、制定するに当たり、市内の全自治会長に空き家の実態と管理についての意見を求めるアンケート調査を行ったということです。そこでは、空き家件数を調べるとともに、危険な空き家に対しては、市が積極的に解体してほしいという意見が非常に多かったと、そのようなアンケート調査がありました。条例案を示してから皆さんの意見を聞くパブリックコメントということもありますが、小樽市でも条例を作成する際、参考として、この大仙市のようにアンケート調査を実施したらよいのではないかと、それも一つの方法ではないかと考えますが、その見解についてお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室安部主幹

条例の制定に際して、町会などへのアンケート調査を通じての情報収集や、そういったものを把握したらどうかという御質問なのですが、先ほど申しました現状の38件や、そういった危険な空き家についての情報につきましては、私どもの日々の業務の中で、例えば建設部や消防本部などで行っているパトロール、それから市民から直接提供された情報によって把握しているところです。今後、条例化の検討を進める中で、おっしゃるような空き家に関する情報収集の一つの方法として、引き続き検討したいと考えております。

○松田委員

これから冬に向けて、雪による倒壊が心配されます。また、雪が解けた夏場に、雪による水分で柱が腐り、隣家に倒れかかるなど、夏場も危険があるということがわかっています。また、昨今、話題になっているゲリラ豪雨による心配もあります。

函館市では、同じく行政代執行を盛り込んだ空き家等の適正管理に関する条例案を、この9月の第3回定例会に提出すると伺っております。小樽市と同様に、情緒あるまち並みが観光資源となっている函館市では、空き家が多いものの、もし先ほど言った行政代執行も含めて解体が進めば、今度はくしの歯が欠けたような状態になって、景観を損ねる懸念が出てくるという報道もされておりました。

このように、一つがよければ一つがというふうにして、別の課題が出てくるようではすけれども、小樽市で条例を制定するに当たり、課題がたくさんあると思いますが、小樽市にとって条例化に向けた最大の課題というのは、どのように捉えていますか。

**○（総務）企画政策室安部主幹**

条例化に向けた最大の課題の認識という御質問ですけれども、まずは条例化に向けた検討を続けているということでありまして、空き家の対策につきましては、市民の私財産の処分を促すということになりますので、先ほども申し上げましたように、空き家の所有者の特定方法、処分の基準となる危険度の判定基準について、しっかりと整理していかなければならないと考えております。また、モデル条例や、先ほど委員がおっしゃった、他都市の条例に盛り込まれております行政代執行、また、市民への指導、処分を行う規定につきましては、小樽市でもどの程度盛り込んでいくかについても、現在ちょうど国でも制定を検討している法律の内容も十分留意しながら、検討する必要があると考えております。

**○松田委員**

この空き家対策につきましては、課題も多く、どの自治体でも悩んでいるようです。また、空き家を自主撤去すれば固定資産税が軽減されるような法案も考えるなど、先ほど言いましたとおり、国としても新たな動きが見られるようになったと思います。今までの小樽市の御答弁では、国の動きを見て検討するというような内容の御答弁もありました。私は、この空き家条例の制定につきましては、以前から提案させていただいておりますけれども、その都度、条例制定に向けて検討していきます、モデル条例ができれば庁内で検討します、そして今度は、国の情勢を見て検討しますというように、どのくらいになったらできるのかというめどについては、いつもうやむやというか、確かに情勢的には厳しいのですが、とにかく一日も早く、空き家は年数がたてばたつほど増えてまいりますので、そういったことでしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

**◎赤ちゃんのほっとステーションについて**

次に、赤ちゃんのほっとステーションについてお聞きいたします。

このことにつきましては、第2回定例会の一般質問で質問させていただき、小樽市で登録が2か所しかないということから、拡大してほしいという要望をさせていただきました。早速、市のホームページや広報おたる9月号にも掲載していただきました。市内主要施設にも働きかけてくださるという御答弁をいただきましたが、現在、市として、何か所ぐらいの施設にこのほっとステーションの登録に向けての働きかけをしてくださったのか、最初にお聞きします。

**○（福祉）子育て支援課長**

今ございました施設等への働きかけの関係でございますけれども、7月以降、新たな施設としましては、2か所の施設に登録をお願いいたしました。それはたまたま先方で夏場の時期が繁忙期でもあるといった要因もございまして、現時点ではまだ登録に至っておりませんが、引き続き取組をしていきたいと考えております。

**○松田委員**

今、市から2か所に働きかけていただいたと御答弁いただきましたけれども、広報やホームページを見て、新たな登録施設の申込み、応募、問い合わせ等は、施設からありましたか。

**○（福祉）子育て支援課長**

現在まで、直接市へはなかったのですけれども、後志総合振興局へ問い合わせに関するものが1件あったと伺っ

ております。

○松田委員

これは北海道の事業ですので、道に申請する形になると思いますけれども、道に申請してからほっとステーションに登録決定するまでの期間はどのくらいかかるでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市内の関係につきましては、後志総合振興局が窓口になります。事業者からそういった申請を出していただいて、振興局においては本庁の子ども未来推進局と協議しながら事務を進めるということになっております。そういった関連で、最終的に登録が終われば、登録のステッカーというのを該当施設に送る流れになりますので、一連で2週間ぐらいではないかと伺っているところであります。

○松田委員

他都市の登録状況を見ますと、非常にばらつきがありまして、すごく力を入れているところ、また、小樽市も2か所ですが、市内に1か所しかないところもあります。ほっとステーションにつきましては、利用するのは市民だけではなくありません。観光客も利用します。小樽市は観光を基幹産業としておりますので、今後も登録が増加するように、力を注いでいただけるようお願いいたします。

◎市庁舎のおむつ替えスペースについて

それで、これに関連して、ほっとステーションの増加を図る一方、市庁舎におむつ替えのスペースがないというのはやはり納得できません。市庁舎のおむつ替えのスペースの確保について第2回定例会で要望いたしましたが、その件についてはどのようなになっているかお聞かせ願います。

○（総務）総務課長

前日も御要望をいただきまして、前向きに検討するという答弁をいたしましたかと思うのですが、財源が必要な措置ということになるものですから、現在では来年度予算に計上できるように、内部で協議を進めているところでございます。

○松田委員

前向きに検討するということですが、確かにスペースを確保するのは予算が伴うことだと思いますし、小樽市の庁舎にはスペースがありませんが、道内の他都市でこのようにおむつ替えのスペースがないというところはほかにあるのかどうか、それについては確認しておりますか。

○（総務）総務課長

それについては把握しておりません。

○松田委員

とにかく一日も早く、来庁する保護者が安心できるよう、スペースを確保していただければと要望いたしますので、これについてもよろしく願います。

◎北海道小児救急電話相談事業について

次に、この子育て支援に関連して、小児救急電話相談についてお聞きいたします。

新夜間急病センターが開設され、私たちも開業前に見学させていただきました。その中で、今、問題になっているのは、いわゆるコンビニ受診であります。そのコンビニ受診で一番多いのが小児科だとも聞いております。そこで、それを防ぐものの一つとして、厚生労働省が全国で行っている事業、小児救急電話相談があります。これは北海道の事業とは承知しておりますけれども、この事業の内容について詳しくお聞かせ願います。

○（保健所）保健総務課長

今、委員からお尋ねがありました小児救急電話相談は、正式に言いますと、北海道小児救急電話相談事業といいまして、本事業は北海道が実施しております。子供が夜間に急に病気やけがなどになった際、保護者等からの問い

合わせに対しまして、家庭でどのように対処すればよいか、直ちに医療機関にかかる必要があるのかについて、電話で看護師や医師が助言するという事業でございます。ちなみに、電話番号は全国共通で#8000番でございまして、住所地の都道府県の相談窓口につながるというシステムになっております。

○松田委員

この小児救急電話相談の北海道全体の利用者数と小樽市における利用者数を押さえていたら、示していただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

北海道では小樽市を含めて市町村別の利用状況は把握しておりません。全道の利用状況につきまして過去3年間にさかのぼって答弁させていただきますと、平成22年度が6,314件、23年度が8,201件、24年度が7,833件と聞いております。

○松田委員

このような事業があるという周知徹底については、どのようにされておりますか。

○（保健所）保健総務課長

あくまでも北海道の事業でございまして、北海道では各種媒体などを使い周知しているものと思っておりますけれども、本市といたしましては、母子健康手帳を渡すときに、子供の急病に関するパンフレットも渡しております。そのパンフレットの中に、北海道小児救急電話相談事業についても掲載しております。また、小樽市くらしのガイドにも掲載しております。このような方法で周知しております。

○松田委員

先ほど、3年間の相談件数を示していただきましたけれども、この相談について、相談のみで終わったのか、病院を紹介したのか、救急搬送したのかなど、相談後の処理経過を押さえていたら聞かせていただければと思います。

○（保健所）保健総務課長

電話対応した結果の助言の分類とその数という御質問かと思えます。平成24年度の数字で答弁させていただきます。まず、自宅での対処方法を助言したもの、つまり例えば熱があれば解熱剤を飲ませなさいなどという形で対処したものについては3,622件、それから、ただ様子を見るよう助言したものが1,904件、それから、翌日受診するように助言したものが1,220件、それから、直ちに医療機関を受診するように助言したものは659件、その他が428件と聞いております。

○松田委員

今、お聞きしまして、先ほどのコンビニ受診がこれによって解消されていくのかなと思いました。

それで、調べましたら、北海道では受付時間が午後7時から午後11時までとなっています。夜中も受け付けている都府県もあり、同じ厚生労働省の事業なのに受付時間が都道府県によってばらばらです。例えば子供を連れて北海道に里帰りしたときに、自分の居住する都府県では受け付けてもらえるのに、北海道は11時で終わってしまった、受け付けてもらえないなど、課題もあると思います。ほかにもそういう課題等がありますか。

○（保健所）保健総務課長

本市ではそういった課題は把握しておりません。

○松田委員

小さな子供がいる保護者にとって、子供が体調不良になるというのは大変不安なことです。先ほど言いましたとおり、相談時間がばらばらだということは、やはり子供がいる両親にとって大変不安なことだと思いますので、全国的に相談時間の統一を図るように、国、道などに働きかけができないのか、その点についてお聞きします。

○保健所長

昨年度、市民の方に医療に関する意識調査をいたしましたときに、まだこの#8000番を知らない方がかなり多くい

たという事実が発覚いたしました。先ほど課長が申しましたように、全ての妊婦に渡しているわけでございますけれども、そちらのほうまで目が届いていないのではないかと思います。明日も救急医療に関する市民の方とのディスカッションがございますけれども、今後、こういったことも含めて、救急に関するいろいろな周知に努めてまいりたいと考えております。

現状といたしましては、小樽市ではこの#8000番を知らない方が多いということもありまして、市民の方は夜間急病センターや休日当番病院で受診されていると私どもも承知しておりまして、小樽の救急においてどのような問題があるのか、今後も医師会とも話し合いながら、何をすべきかについては考えてまいりたいと思っておりますが、今の段階で国、道にこの小児救急電話相談の時間を延ばすということに特化して要望を出すということは、時期尚早ではないかと思っております。

○松田委員

◎消防団について

最後に、消防団について質問させていただきます。

まず、消防団の役割についてお聞かせ願います。

○（消防）主幹

消防団の役割についてでございますが、消防団は消防組織法により市町村条例に委任され、小樽市消防団条例により設置されております。消防団は本業を持ちながら、自分たちのまちは自分たちで守るという崇高な消防精神の下、地域の安全・安心を守るため、火災発生時における消火活動、災害発生時における救助、救出活動、避難誘導活動、警戒巡視活動などに従事し、平常時においても、訓練のほか、予防広報活動を行うなど、地域における消防力、防災力向上において重要な役割を担っております。

○松田委員

消防団には条例定数があり、人数が決まっているということですが、定数割れが起きていると聞いております。条例定数とはどのように決めているのかお知らせください。

○（消防）主幹

消防団員の条例定数算定方法でございますが、消防団員の定数は、総務省消防庁告示の消防力の整備指針により、消防団が管理する動力ポンプの稼働に必要な消防団員数と、住民の避難誘導に対応するために必要な消防団員数の合計で算定することとされておりますが、地域の事情で増減することが可能とされておりまして、本市では人口や地域などを考慮して、消防団員の条例定数を514名と定めているところでございます。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、定数割れが起きていますけれども、消防団の役割は本当に重要なことだと思います。最後に、この定数割れに対して、今後、条例定数に達するよう、どのように取り組んでいくのか、その点についてお聞かせ願います。

○（消防）主幹

消防団員の入団促進という御質問かと思いますが、消防団員の入団促進対策といたしましては、総務省消防庁の消防団員入団促進キャンペーンに合わせまして、本市でも町会や事業所、大学などに入団PRや情報提供を行いまして、消防団協力事業所表示制度の推進などにも取り組んできているところでございます。また、消防団員の確保に当たっては、町会など地域ぐるみの取組も重要ですし、市内に18ある消防分団でも、独自に若年層の入団勧誘や訓練指導などを行うことにより、世代交代もあわせて図っているところでございます。

○松田委員

一日も早く定数割れを解消すべく努力していただきたいとお願いして、私の質問は終わります。

## ○消防本部次長

特別つけ足す話ではないのですが、職員定数条例が定める514名というのは、これを超えてはいけないという数字でございます。本会議でも市長から答弁がございましたけれども、入団者数、退団者数がございまして、年度によっては増員という年度もございます。例えば平成23年度であれば入団者数のほうが15名多いということもございまして、私どもとしては定数条例を超えないということもありますので、ある程度余裕を持っているという状況でございますので、必ずしも大きく定数割れをしているという状況でないことも御理解いただきたいと思います。

## ○秋元委員

### ◎道路案内標識の改善について

潮まつりが終わったころでしょうか、テレビで、国土交通副大臣が観光客誘致に向けて道路標識の表記をこれから改修していくという話をされておりました、国会議事堂前などのローマ字表記を、外国人の方にもわかりやすい表記に直すという話をされておりました、なるほどと思いました。小樽市内を歩くたびに、いろいろな道路標識を見ますと、小樽市内にも、外国人の方にはきっとわからないようなローマ字表記がたくさんありまして、これはぜひ改修できるものであれば改修したほうがいいと思いました。これから外国の方がたくさん来るに当たって、たぶん今の表記では非常に不便だろうという考えがあったのですが、おととい、道路案内標識改善方針（案）というのが示されまして、これは英語表記化についての改善方針案なのですが、まずこの方針案の内容について説明していただけますか。

### ○（建設）建設事業課長

ただいま、御質問がございました道路案内標識改善方針（案）についてでございますけれども、実はこちらにつきましては、今、文章を私も手にしておりますが、まだ国から正式に我々には通知が届いておりません。それで私の知るところでは、ここに記載されていることをそのまま読んだ認識ということで説明させていただくことになりまして、こちらの改善方針案の中で、対象とされた地域につきましては、標識の英語表記といえますか、それについて改善を推進してほしいという内容になっているものだというふうに理解しております。

### ○秋元委員

ただ、この通知の中に、地方公共団体へ本方針を参考送付するようお願いするとあります。おとといの話ですから、まだ小樽市に来ていないということもわかるのですけれども、今回、質問させていただきますと通告させていただいて、道などには確認などは特にされていないのでしょうか。

### ○（建設）建設事業課長

まず、国に確認しております、国では当然承知しているということでございます。それに対する、この通知をもつての具体的な動きということにつきましては、まだ我々に説明できるような状況にはないということの確認をさせていただいているところです。

### ○秋元委員

まだ説明はできないということで、そうなのかなという感じはするのですけれども、私が持っているものには、たぶん課長が持っている書類と同じものだと思うのですが、具体的には外国人旅行者の受入環境整備事業として、観光庁と自治体が連携してモデル事業を実施するということも記載されておまして、戦略拠点や地方拠点ということで、北海道の自治体の名称も記載されていたのですけれども、国に確認してもまだ説明できないということで、もう一回改めて確認させていただきますけれども、それでいいのでしょうか。

### ○（建設）建設事業課長

私のほうでは、国土交通省北海道開発局の小樽道路事務所に確認したところでございますけれども、道路事務所によりますと、この戦略拠点、地方拠点につきましては、観光庁になるということなのですが、訪日外国人旅行者

の受入環境整備事業というものを毎年度出しているようではありますが、そちらに戦略拠点と地方拠点が位置づけられておりまして、戦略拠点は、「現状多くの訪日外国人旅行者が訪れている地域」という定義をもって位置づけられているようでございまして、また地方拠点につきましては、「今後訪日外国人旅行者の増加が見込まれる地域」というところだそうだというような話は聞いております。

**○秋元委員**

これは観光庁と自治体が連携してということで、観光振興室にこういう通達はなかったでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室長**

今、建設事業課長が答弁した文書につきましては、今日初めて、委員会の前に課長からもらったという状況で、まだ私どもに観光庁経由で来てはおりません。

**○秋元委員**

こういう国の事業などは、掌握といいますか、書類というのは、実際、現場の課長に来るまでに、例えば小樽市に通達があると思うのですけれども、どういう流れで来るものなのでしょうか。

**○（建設）建設事業課長**

道路に関してということで答弁させていただきますけれども、従前は公文書という形で郵送されていましたが、近ごろは公印省略の関係もございまして、メールで我々のところに直接、若しくは建設部庶務課などに送られてきます。私が手にしているものは、国土交通省の道路局からの北海道開発局建設部長宛ての文書でございまして、通常、これは開発局建設部長から各開発建設部に送られて、各開発建設部から直接若しくは道路事務所を經由して、我々に送られてくるという流れになっております。

**○秋元委員**

本当はもう少し細かい質問もしたかったですけれども、実際こういう事業に携わる方々だと思いますし、実は昨日の北海道新聞にも載っておりましたし、テレビでもいろいろと報道されておりました。たぶん皆さんは忙しいので、こういう自分の担当に属するもの全てを一つ一つ確認することはなかなか難しいと思うのですけれども、新聞やテレビを見る限りでは、小樽市にとっていろいろと非常に関係がある内容だと感じたものですから質問させていただいたのですが、こういう情報の収集といいますか、例えば小樽市にとっては非常にメリットがある事業だと思うので、実際、今回、戦略拠点、地方拠点に選ばれている地域があります。例えば地方拠点ですと、釧路・弟子屈、富良野、こういう地域が挙げられているのですけれども、実際、外国人旅行者の受入環境整備事業ということで、この中になぜ小樽がなかったのだらうかと思っていました。通知が来たときには既に決まっているという事業が多いという話は以前に聞いたことがありますけれども、実際そういう通知といいますか、連絡といいますか、ないままに進められてきたのかなと今、思いました。

ただ、この通知の中で、拠点に選ばれていない地域でも、意欲の高い地域についても取り組むものとするとかかれておりまして、小樽市でもこれから手を挙げて、ぜひこういう事業を取り入れて、道路案内標識を改修していきたくて積極的に働きかけをすれば、たぶんいろいろな形で不可能ではないと思うのですけれども、建設事業課長に聞きますが、こういうものを使って、国や道など道路管理者が道路案内標識を直す中で、小樽市の間違ったローマ字表記を直すというような働きかけをするお考えというのはありますか。

**○（建設）建設事業課長**

私の説明が足りなかった部分があるのですけれども、平成25年9月11日付けの国土交通省からの通知文があるのですが、実は24年の春ごろの話ですけれども、開発局では、総務省から前々から表記が紛らわしくなっているという指摘を受けていて、市内の看板の英語表記の確認をしたそうです。その中で、一定程度の表記のおかしかったところは修正してきているようでございまして、拠点に選定されないからといって、道路事務所が全く手をかけないということではなく、そういった昨年からの流れがある中で、おかしい部分については直していく方向にあるとい

う話は聞いていることを報告させていただきます。

#### ○秋元委員

私としては積極的に働きかけていただきたいと考えているところでありまして、例えば国道の道路案内標識に「小樽運河」「Otaru Canal」というステッカーが張られているのですけれども、たぶん以前は「Otaru Unga」と書いてあったのかなと思います。その上に「Otaru Canal」とステッカーが張られていたのですけれども、こういう改修をするに当たって、小樽市には道や国から何の連絡もなく、そういう作業は勝手に進められていくものなのでしょうか。

#### ○（建設）建設事業課長

ただいまの件ですけれども、基本的に道路案内標識につきましては、各道路管理者が所管してございまして、その道路管理者の判断や考えの中で、新設も改修も進められていっております。その中で、「Otaru Unga」と表示されていたものが「Otaru Canal」に変更になったという部分については、残念ながら我々には連絡がなかったということでございます。

#### ○秋元委員

意識して見ていただけるとたくさんあるのです。2020年の東京オリンピックの誘致が決まったということで毎日、報道されておりますけれども、その中で、札幌ドームで、サッカーのグループリーグの試合が行われるのではないかと、たぶんこれから北海道や札幌市も強力に誘致活動をすると思われまます。7年後でありますけれども、それまで何もしないということはないと思いますが、一つずつ問題を改善していかなければならないだろうと思っているのです。その一つがこの道路案内標識の表記でありまして、ちょうどタイミングよくローマ字表記の改修を進めるという話があったので質問させていただいたのですが、今、課長から、国や道がつけている道路案内標識の改修については、市に連絡がなかったということがありましたが、例えば「Tenguyama」と表記されているものがたくさんありましたし、そういうものも、ぜひ市で改修したり、直したりしていただきたいという話はしていただいたほうがいいのではないかと思いますし、あとは、例えば小樽水族館に行く手宮ターミナルあたりの道路案内標識に「水族館山回り」と大きく書かれておりまして、ただ、その英語表記が「Aquarium」と書かれているだけだったので、非常に不思議に思ったといえますか、なぜ「山回り」という表記にしたのかなと思ったのですけれども、こういう表記の仕方についても、市には特に何も連絡はないのでしょうか。

#### ○（建設）建設事業課長

基本的な話なのですけれども、何をどう書くかという話でございます。基本的に道路案内標識につきましては、道路標識設置基準というものがございまして、その中で目的地を表記するということと、あと、表記につきましては、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語表記ということが示されています。違う話になってしまうかもしれませんが、繰り返しますが、「山回り」が入る、入らないという部分につきましては承知していないところなのですが、繰り返すけれども、先ほどのような流れの中で設置されているということでもあります。

それで、例えば難しいところが、固有名詞なのか普通名詞なのかというところがございまして、例えば天狗山につきましても、「Mt. Tengu」なのか、「Mt. Tenguyama」なのかというところがあります。それで、基準によりますと、川や山それ自体が固有名詞だと判断されるものについては、何々川リバー、マウント何々山というふうに表記すべきだということが書いてありまして、例えば天狗山につきましても、それぞれの道路管理者の中で、天狗山までが固有名詞だと判断した部分と、天狗マウンテンなのだと判断したところがあり、従来はふぞろいといえますか、統一されていなかったという中でそうなったのかと思っておりますけれども、そういった中で、それぞれの道路管理者の判断が今まで進んで、実施されてきたというところでございます。

#### ○秋元委員

小樽市が管理者となっている市道何々線ですが、例えば市道住吉線を「Sumiyoshisen Street」、市道勝納ふ頭線

を「Katsunaifutosen Street」というように、観光基本マップにのっとった表記でお願いしますということが、小樽市のホームページに載っていました。例えば観光マップをつくる上での表記を、小樽市としてはこうしてくださいということと、今後、小樽市や国、道がローマ字表記を変えるときの整合性といえますか、それは図れるものですか。たぶん小樽市でもそうですけれども、国土交通省と見解が若干違う部分もあって、例えば小樽市ですと、「Otaru Canal」と記載してほしいということですが、先ほど課長が言われたとおり、国土交通省では、慣用上、固有名詞の一部として切り離せない場合については、個別に検討してほしいということです。「Funamizaka Street」などと表記してほしいということが小樽市で書いておりますけれども、一方で、「Otaru Canal」もあつたりして、その辺の考え方がしっかりと統一できないと、観光マップをつくっても、たぶんあまり外国の方には受け入れられないのだろうと思うのですけれども、その辺の整合性はとれるものでしょうか。

**○建設部浅沼次長**

道路案内標識の関係ですけれども、道路案内標識につきましては、国、道、小樽市、それぞれの道路管理者がいます。道路自体はネットワークですから、整合性を図れるものについては図っていくというのが基本的な考え方だと思います。その辺については、各管理者間で整合性を図るように、機会を見つけて話をしていきたいと思います。ただ、すぐにその表記を改められるかどうかは、費用の関係もありますし、更新時期に合わせてなどという形で順次、整理していくことになると思いますので、御理解願います。

**○秋元委員**

終わりますけれども、私は、すぐにやってほしいというよりは、そういう問題意識を持って働きかけていただきたいというのが本音です。今日は、街区表示板、住居表示についても質問させていただこうと思ったのですけれども、街区表示につきましては、今の道路案内標識とあわせて、実は海外の方が来る、例えば観光地周辺の街区表示については、下にローマ字表記を入れているという観光地もありまして、そういう取組もぜひ考えるべきなのではないかという話をさせていただきたかったのです。ぜひこの点も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長**

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 47 分

再開 午後 3 時 03 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

---

**○斎藤（博）委員**

それでは、昨日の分から始めていきたいと思います。

**◎原子力防災計画について**

最初に、原子力防災計画に絞って何点かお聞きします。

まず、簡単で結構ですけれども、今よく使われている、原発からの距離を示す言葉で、PAZ、UPZ、PPAの三つの言葉をよく使っているわけなのですが、この言葉の定義をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

**○（総務）小濱主幹**

言葉の定義ということなのですが、PAZにつきましては、原子力発電所から半径 5 キロメートル以内の地点と

ということになっています。UPZ について、距離につきましては、原子力発電所から30キロメートル以内の範囲ということになっています。PPA につきましては、原子力発電所から半径30キロメートルより外の部分ということになっております。緊急時の防護措置をとる地域ということで、PAZ とUPZ の二つが定められております。

○齋藤（博）委員

小樽が原発から30キロメートルを超えているのは事実でして、UPZ の枠からも外れていると言われているわけなのですが、改めてそういう環境の中で、小樽市における地域防災計画のうちで、原発の事故に関する部分の防災計画の策定の状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）小濱主幹

本市の計画づくりの現状についてということですが、これまで検討項目として、緊急時の情報収集と連絡体制、あと災害時の応急体制、市民に対する情報提供等、防護措置ということで、屋内退避の判断、安定ヨウ素剤の配備、また市外からの避難者の受入れなどについて、国や道から情報収集を行っております。

課題としましては、昨日の一般質問で市長から答弁がありました、古平町の退避等措置計画との調整が必要であること、また、30キロメートル圏外のPPAの設定や防護措置について、国からまだ示されておられませんので、これらの課題がクリアされましたら、策定作業に着手したいと考えております。

○齋藤（博）委員

今、後段で触れていただいているのですが、PPAのエリアというのですか、30キロメートルを超えてしまっている部分のエリアについて、国からの指針待ちという部分が多いわけなのですが、この指針の内容、どういったものがこの指針で明らかにされようとしているのか、わかる範囲でお知らせいただきたいと思っております。

○（総務）小濱主幹

PPAについて、指針で何が議論されているか、これから検討されるかという質問にお答えいたします。

国の原子力災害対策指針では、プルーム通過時に甲状腺被曝などの影響があることが想定されるため、UPZ外の周辺でも防護措置が必要となる場合もあると考えられております。こうしたプルーム通過時の防護措置といたしましては、放射性物質の吸引、吸い込むことを避けるため、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用が考えられ、それらの判断基準も含めまして、具体的な防護措置のあり方やPPAの範囲について、原子力規制委員会において検討されることとなっております。

○齋藤（博）委員

今のテーマで検討されている指針の具体的におりてくる時期というか、その辺についてはどう認識していますか。

○（総務）小濱主幹

指針のPPAに関する部分の修正なのですが、現在のところ、いつになるということは示されていないと国から聞いております。

○齋藤（博）委員

質問の角度を変えるのですが、小樽市は古平町の方が避難してくるという設定で受け入れる準備もしなければならぬというのは、従来から話をされているわけですが、原子力防災計画は完成したと、一般質問でも伺っているのですが、もう少し近づけると、隣の余市町の対応についてどうなっていくかは押さえていますか。

○（総務）小濱主幹

余市町もUPZ圏内ということで、町外に避難するという事になって、北海道の調整では札幌市へ避難すると伺っております。今、委員がおっしゃったように、原子力防災計画については策定済みということになっているのですが、退避等措置計画については、先日聞いたところではまだだと伺っております。

○齋藤（博）委員

余市町もいろいろな道路を持っているとは思いますが、札幌市に逃げていく場合、一般的に小樽市を通

過していくルートが一番合理的だと思います。そう考えると、古平町の方も小樽市を目指してくるし、余市町の方も小樽市を通過して札幌市に向かっていくという想定でいいのですか。そういう動態というのですか、動き方をするという想定で考えていいのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

避難するルートということなのですが、古平町につきましては、一般質問の中で答弁させていただいたところなのですが、古平町から余市町までは国道229号、その先については、国道5号を経由してくる部分と、フルーツ街道を経由してくる部分があるということになっております。余市町なのですが、先ほども言いましたように、退避等措置計画ができていないので、その部分についてははっきりと決まっているということではないのですが、道路として考えると、前に北海道への案というか、調整の部分では、小樽市まではやはり国道5号、フルーツ街道、小樽市から先は国道5号、高速道路を使っていく形になっていたと思っています。

○斎藤（博）委員

一般質問の中でも、そういったとき、古平町の方など30キロメートル圏内の方が避難することを想定して、避難時間の推計シミュレーションを北海道がやっているという話もあったわけですが、これも詳しくお話しいただけますか。

○（総務）小濱主幹

道で行っている避難の推計時間のシミュレーションなのですが、こちらにつきましては、季節や時間帯、避難されてくる方が自家用車をどのくらい使うか、自家用車で避難する割合について60パーセント、50パーセントなどと、いろいろなパターンで、たしか三百数パターンかと思うのですが、はっきりとした数字はわからないのですが、シミュレーションを行って、どのくらいの時間がかかるのか、渋滞がどうなるのかというようなことで、避難時間のシミュレーションをやっているということは何っております。

○斎藤（博）委員

そのシミュレーションの作業でパターンがたくさんあるというのはわかるのですが、その場合に、小樽市民、特に蘭島など余市町に隣接している地域にお住まいの方の避難というのは想定されてシミュレーションされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）小濱主幹

そのシミュレーションなのですが、避難が必要となるUPZ圏内の方ということではないかと考えているのですが、小樽市の蘭島等の住民の避難について、シミュレーションに含まれているということでは何っておりません。

○斎藤（博）委員

計画づくりをやっている最中ですから、いろいろと国の指針などがわからないということも状況としては理解できるので、UPZ圏内の30キロメートル圏内の方々が逃げるという設定になったのは決まったことですから、逃げる方向で計画をつくっているわけなのですが、古平町にしても余市町にしても、小樽市を通過して逃げていくという想定は、余市町の場合はまだ確認できないので確認してもらいたいと思うのですが、それ以外は想像できません、原発のほうに向かって逃げるというはあり得ない話ですから、共和町に向かって、倶知安町まで行けなどという話には普通なりませんから。そうすると、必死に逃げてくること自体否定しませんし、受け入れていかなければならないという立場も一緒なのですが、問題はそういった動きの中で、特に小樽市内の余市町寄りの方の動向といったものが確定していない中で、計画をつくられていっても、果たして有効性が保てるのかという疑問が残るわけなのですが、その辺について、例えば道の防災計画の担当者の会議の中などで、小樽市としてはどういう考えを示しているというか、発言しているか、あったらお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）小濱主幹

計画づくりということの会議なのですが、一昨年来、原子力防災事務担当者会議というものが開かれております

けれども、実際に計画をつくっていく中では、つくる 9 町村を対象にした会議も開かれているところです。小樽市としても、30キロメートル圏内の部分でどういう対応になるのかということ、早く示してほしいと言っても国の指針といったものが出てこなければならないのですが、そういう話は、会議といいますか、道の担当者と話したときなどに伝えているところではございます。

#### ○斎藤（博）委員

事故が起きるべきではないといった議論は別とすると、蘭島に住んでいる方の家の前を古平町が借りたバスが走っていく、余市町の方々が走っていくときに、余市町からトンネル一つの蘭島に、小樽市が例えば自宅待機を指示したときに、どれだけの有効性と市民の安全・安心を担保できるのか、すごくシビアな問題として出てくるものですから、いったん余市町民までは考えられなくても、小樽市民が逃げることは想定しなかったと後から言われても、小樽市民としてはたまったものではないですから、道が受け入れる流れを考えていくときには、小樽市の考え方を整理した上でないと、道がつくる避難のシミュレーション自体も極めて実効性が乏しいというか、受け入れる自治体が道路いっぱいになっているという状況も想定されますので、改めて小樽市の考え方もまとめていただいて、避難時間の推計シミュレーションを考える一つのパターンとして、小樽市民も避難を始めていると、小樽市がいくら自宅待機しなさい、屋内に避難してくださいと何回言っても、福島第一原発事故の際には、目の前でそういうことが起きて、隣のまちの住民も逃げている中でとめることができなかったというのが事実としてあるわけですから、そういうシミュレーションの中の現実性として、小樽市の扱いについてぜひきちんと申し入れてもらいたい、PPAの指針が全部わからないと、小樽として持ちきれないのだという状況も、役所的な状況としてわかるのですが、小樽市を抜きにしてつくられていくものが完成してしまってから、小樽市の発信する場面、位置というのはあるのかなとすごく心配しているものですから、ぜひ強力な意見反映などを改めてお願いしたいと思うのですが、この辺についてはいかがですか。

#### ○（総務）小濱主幹

今、おっしゃったシミュレーションにつきましては、現在、作業中で、この秋にもできるということで聞いております。先ほど言いましたけれども、小樽市民が避難するということまで想定に入っているということでは伺っていないのですが、小樽市の中の流れということでは、行く先までのところについては計算には入っているかと考えております。

北海道も今回、それぞれ指針の改正に合わせて、道の地域防災計画も変えていく、その中で、まず、周辺 4 町村も含めて 13 町村については、計画をつくらなければならないと、その作成のためというか、計画の実効性を高めるために、そういうシミュレーションを通してやっているということで、今後も、指針の変更や、新たに変えなければならないところがあれば、順次、道の地域防災計画も変えられていくと、それを受けて、市町村もそうですし、先ほど言いましたように、中身を言うのはどうかと思いますけれども、PPAの部分についても、こういう対策をとるのだということになったときには、地域防災計画も変わるでしょうし、たぶんUPZの中では、屋内退避やヨウ素剤の服用が中心的な部分では書かれているのですが、避難の部分もありますので、もしPPAのところで避難が必要になるということになれば、また、小樽市民も逃げるということが出てくるのであれば、その辺も考えたシミュレーションなどの検討は行っていただければいいものだと思いますし、そのようになった場合には、小樽市としても意見は言わせていただかなければならないというふうに思っております。

#### ○斎藤（博）委員

わからないことを前提にこれ以上議論しませんが、特に余市方面の小樽市民に何かあったときに、余市町までは避難しているけれども、小樽市は自宅待機と言わないのか、屋内退避と言うのか、それで整理できるのかできないのかというあたりは、福島第一原発事故の現状などをどう見るのかということなので、それはそういう方針などが示された時点でもう一度議論させてもらいます。今日はそこまでしておきますけれども、必ずしもPPAの指針

で、30キロメートルを超えたところについては、一律、屋内退避として安定ヨウ素剤を配っておけばいいのだというふうに言われて、そうですかということでおさまるのかどうかという部分は、極めて難しい問題を含んでいると思いますので、その辺についてはこれからも十分に研究してってもらいたいと思いますし、私たちもいろいろと調べていかなければならないと思っています。

それはそこまでにしますけれども、次に、一般質問でも聞いているのですが、北海道電力が泊原発 1、2、3号機の再稼働について新規制基準適合性に係る審査を申請していると、そういうことが始まっているわけなのですが、現時点で北電の再稼働に向けた新規制基準適合性に係る審査の現状をわかる範囲でお聞かせください。

#### ○（総務）小濱主幹

泊発電所の適合審査の現状ということなのですが、御承知のように、7月8日、北海道電力の申請後、原子力規制委員会による泊原発に係る適合審査が昨日までで13回開催されまして、重大事故対策、基準津波などの項目について審査されております。7月23日の2回目の審査会合では、泊発電所1、2号機については申請書に不備があるということで、北電では補正申請を行うとしているようですが、現在のところ、まだ補正申請はされていないというふう聞いております。

また、3号機につきましては、2回目の審査のとき、申請内容について、その後の審査で詳細な説明を求める項目ということで指摘がされております。その後、8月13日の審査では発電所への送電線の被害の懸念など、14日には秋田県の地震、津波のシミュレーション、想定についても考慮すること、また、27日には蒸気発生器の水位計の検証を行うこと、それらの指示・指摘がありました。これらの指示・指摘があった事項については、今、事業者で検討を行い、対応内容の説明を行っておりまして、今後も申請内容について、書類審査や現地調査による審査が行われていくものと聞いております。

#### ○斎藤（博）委員

今、動き出していることは動き出しているわけですし、いつになるのかという部分がはっきりとわからないという状況だと理解しているのです。いろいろな報道を聞いていると、結構大変だという印象を持ちますけれども、それは北電が頑張っていることなので、私はどうこう言う立場ではありません。

問題は、再稼働の時期と、小樽市地域防災計画の原子力災害対策編の完成の時期の部分であります。一般質問の中で私は、現時点で、明日でもいいのですけれども、今ここで議論しているような段階で、再稼働について小樽市長はどう受け止めますか、どう考えていますかと聞かれたときには、小樽市民の安全・安心の確保の作業中だから、それが完成するまでは再稼働については待ってもらえないかという立場に立ってもらいたいということを質問させていただきました。質問の趣旨はそういうことなのですが、答弁では、要するに、規制基準に基づく安全の確保、電力需給の問題、社会経済への影響を踏まえて、国の責任で総合的に判断するべきだということだったので、それで、再質問、再々質問をさせていただいておりまして、きちんとこの部分を整理しておきたいという思いが強いです。

それで、端的な話、要するに順番の部分なので難しい部分もあると思うのですが、今のところ、小樽市における原子力防災計画の最終的な、主幹がおっしゃっているように、国が動くと言っていて、道が動くと言っていて、道が動くと言っていて、小樽市の計画もどんどん見直しをされて、よりよいものにしていくために、最初は相当ざっくりくるかなというような部分もあって、毎年のように積み重ねていって、完成度を高めていくという方法をとっているようなので、どこが完成だなどと言ってしまうと、話がすごく大まかになってしまうわけなのですが、端的に言うと、あるかないか、その部分だけを言うと、今はないわけでありまして。

評価はこれからもいろいろと、先ほど言った、これは小樽市民の安全・安心の確保かという観点での議論は、これはまた別の時点としても、要は私が言いたいのは、一つは聞き方の問題としては、泊原発は、今のままでいくと3号機を最初に動かそうとしているのかなと想定するわけなのですが、その再稼働の前には、小樽市におけ

る原子力防災計画というのは、いろいろな条件は別としても、できていると、そういう段階で再稼働になるであろうと、そういう時間的なシミュレーションに立っているという理解でよろしいですか。

**○総務部長**

一般質問でも私から答弁させていただきましたので、また私から答弁させていただきたいと思います。

現在、再稼働の適合審査が行われておりまして、今、主幹からもいろいろと話がございまして、活断層の問題やマグニチュードの問題といったことが今、議論されているわけです。この適合審査が終わっていない中で、果たして再稼働が認められるのかどうかということもわかりませんし、また、いつ再稼働が認められるのかわかりませんが、私どもがつくる防災計画の関係でいけば、仮に再稼働が認められるとすれば、やはり私ども地元にとって原子力防災計画があることが望ましいというふうには思っておりますが、その時期について、今、答弁することは少し難しいのではないかと考えております。

**○斎藤（博）委員**

一般質問でも言ったのですけれども、田中俊一原子力規制委員会委員長が言っているのは、UPZの30キロメートル圏内の自治体は、原子力防災計画があるのが好ましいというか、ないと難しいという話をしていますから、これは条件化されていると一般的に言われているわけですが、PPAのエリアの自治体の範囲もわかっていないという部分もあります。ただ、小樽市は、この間の議論では、余市町に隣接している、12万人以上の人間が住む自治体としては、市民の安全・安心確保は必要だと、ずっと市長も総務部長も言ってくださっていますから、そういった意味で、今の質問も、再稼働の時期は別としても、順序としては、小樽市の原子力防災計画は泊原発の再稼働の前にはできていると、そういう認識でいる、そういう考え方に立っているということについて確認させていただきます。

**○総務部長**

再稼働の前に、地域防災計画の中に、原発に関する避難計画ができているかどうかというお尋ねですけれども、なかなか難しい問題ではありますが、私どもは、先ほど答弁させていただいたように、仮に再稼働されるとなれば、その前にはきちんと地域防災計画はつくっておかなければいけないだろうと、それが望ましいことだろうとは考えております。ただ、幾つかの条件がございまして、やはり国が示す防災指針に従っていかなければならないという考え方もございまして、できればいろいろな機会を通じまして、国の防災指針の中で30キロメートル圏外の具体的な防護措置を早めに決めていただくような形で要請していく、また、連絡協議会を持っておりますので、そういう連絡協議会の場で北海道を通じて、あるいは市長会が適切かどうかわかりませんが、そういった機会を通じながら、再稼働の前には、地元として防災計画をつくっておきたいので、できるだけ早めに対応していただきたいという形で要請はしていきたいと考えております。

**○斎藤（博）委員**

今日はここまでにします。今、国の動きもあるものですから、今の部長の答弁で、小樽市の立場や考えは確認させていただいたということにさせていただきます。

**◎除排雪について**

次に、除排雪に関連して、大きく二つについて聞いていきたいと思います。

まず、本年3月なのですけれども、中央バスのバス路線名で言いますと、山手中通線が小樽駅前から入船公園、旧小樽市軽費老人ホーム福寿荘、天上寺の横を通って、山手線につながっていくバス路線なのですが、これが迂回して、その道を通らないで山手線のルートをずっと走っている時期があったのですけれども、その事実について、期間や迂回した本数などは押さえていらっしゃいますか。

**○（建設）雪対策課長**

当該路線の運行休止ということですが、昨年度かなり豪雪であった影響であるかと思いますが、このよう

な事実があったということは認識しております。それで、運行休止は、この路線につきましてはトータルで約 8 日間であったというふうに伺っております。

○齋藤（博）委員

そうなのです。一部迂回したのが 2 日間で、完全に一日中迂回していたのが 6 日間で、8 日間、バスが道路を使えなかったのです。合計で 100 便のバスが迂回したというのは、これは中央バスが私どもに言っている数字なのです、調べてもらったわけなのですけれども、道路を見に行ったりしていますので、実態はわかっているつもりなのですが、このころ、ほかのバス路線でバスの運行に支障を来して運行がとまった、このように迂回しているというようなところはほかにもあったのですか。

○（建設）雪対策課長

他のバス路線の状況についてであります。3 月ということでしたら、ほかにそういう路線がなかったというふうに認識しておりますが、2 月の厳冬期に、勾配のきつい道路を走るバス路線につきましては、ロードヒーティングの融雪状況が思わしくなく、一部折り返し運転をしたという事実があったということは認識しております。

○齋藤（博）委員

ほかにもあって、ほかは 5 日間だけれども、ここは 8 日間などと答えるのかなと思ったのですが、3 月にバスが運行できない道路状態が 8 日間続いたわけですし、ほかにもいっぱいこういう状態になっていたのではないかと思ったのですけれども、この時期に関していうと、市内ではこの路線だけだったという話ですが、なぜ 8 日間もバスが走れない状態が続いたのかということについてはどう押さえていますか。

○（建設）雪対策課長

3 月につきましては、本来であれば融雪時期ということで、ある程度除雪対応も落ちつく時期ではあるのですけれども、3 月 10 日前後にまとまった雪が降ったということがありまして、この路線につきましてはちょっと対応が遅れたという部分で理解しております。

○齋藤（博）委員

一応あそこはバス通りという位置づけになっています。例えば国道を走るバス通り、もっと言うと山手線、春日台のほうを通っているバス通りと、山手中通線が走っている通りというのは、除雪の対象として、基準として何か違いがあるのですか。

○（建設）雪対策課長

除雪の対応について大きな違いはないのですけれども、やはり住宅が車道に張りついているということもありまして、地先の雪出し等もあって、道路幅員がなかなか確保できなかった、それがゆえに除雪が滞ってしまって、排雪作業も進まなかったというのが実態だということで認識しております。

○齋藤（博）委員

道路の狭さからいえば、もっと大変なところもいろいろと見聞きしていて、大変だったという部分は理解しているつもりなのですが、やはり 8 日間というのはあまりにも長くて、その間にまた雪が降ったら、違うところの除排雪が先行されていって、どうしてここだけがされないのかという思いは、バスの利用者の方も含めて非常に強いし、このバス自体の役割というのが、どちらかという、地域住民が病院に行って帰ってくるのに使う役割が非常に大きいバスだということもありまして、地元的には非常にダメージを受けていて、私も地元なものですから、ほかにも大変なのだと、結果としてうそを言っていたのかなという感じで、ここだけがそのように置いてけぼりにされていくというのは、いろいろな道路の状態については知っているつもりですが、8 日間はあるまいではないかと思うのですけれども、その辺については、今後の部分としては何か考えてもらわないと、小樽市内全部が雪で埋まっているときにここを一番にあけてくれと言っているつもりはないのですが、何か忘れられてしまっていたのかな

という感じもありますから、やはりバス路線だということを踏まえて、今冬からは何らかの対策を考えていただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○（建設）雪対策課長

昨年度の反省を踏まえた今年度の対応ですけれども、バス路線の安全確保ということにつきましては、市民生活にとって欠かせない重要な対応だというふうに思っておりますので、今後はさらに状況を把握しながら、適切な時期に必要な作業対応の推進に努めていきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

ぜひよろしくをお願いします。

それで、除排雪についてもう一項目あるのですけれども、まずお聞きしたいのは、業者と年間で除排雪の契約をしていると思うのですが、この出動基準というのがあると聞いていますけれども、契約期間はいつまでになりますか。

○（建設）雪対策課長

除雪委託業務の期間についてですけれども、例年、10月下旬から3月末日までの期間ということで、除雪業者と委託契約を結んでおります。

○齋藤（博）委員

例えば、4月に入ってから、先ほどもあったのですが、空き家などで、1年分の屋根の雪が道路に落ちてくるというケースを聞いているのですけれども、そういったケースは押さえられていますか。

○（建設）雪対策課長

そのような事実があるということは聞いておりますけれども、道路管理において非常に危険だという話で直接伺ったケースは、本年4月はなかったというふうに認識しております。

○齋藤（博）委員

結構大きな建物の1年分の雪が、暖かくなって圧縮されて勢いよく道路に飛び出してくると、道路は車が通れない状態になります。普通の除雪機ぐらいでは歯が立たないかたさです、ましてスコップを持っていくなんて。そうすると、結局は、ふだんは除雪の契約期間中に来てくれている業者がやってくれるということを聞いていますが、そういった場合の費用負担についてはどう考えていったらいいのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

屋根からの落雪対応等についてですけれども、屋根からの落雪の予防や、その処理対応というのは、個人の財産として道路交通に支障が生じることのないように、個人で自己管理していくべきだというふうには考えておりますが、仮に道路の安全が確保されていないような場合の緊急時においては、除雪業者に安全を確保するために作業をお願いすることがあります。そのときは、その作業に要する費用については、原因者である個人に負担してもらうこととなります。

○齋藤（博）委員

相手方も二通りあるといいますか、そこは空き家なのだけれども、近くのマンションに住んでいる人もいるし、売るぐらいの、それなりに売れるかなと思うような空き家を持っている方もいるし、一方で、欲しかったら誰にでもくれてやるというか、もうどうしようもないが空き家だ、連絡もとれないというようなパターンもあります。近所の人に聞いて、その人だったら、今あそこのマンションにいる、どこかの介護老人保健施設にいるなどとわかれば、業者との間で請求してもらおうということで調整できるかとは思いますが、仮に先ほど来と同じ議論になってくるのですが、空き家なのだと、例えば固定資産の台帳上はわかるのだけれども、連絡をとってもつながらない、つながっても払いきれないということも予想されるわけなのです。原則は持ち主がいるのだから、持ち主をお願いするという立場は立場としてわかるわけなのですけれども、そうはいつても雪が落ちていて道路がふさが

っていて、それこそ何日もという話で済むのかどうかということもありますので、そういった場合の対応について、やはり小樽市として一定の考え方を整理しておいてもらわないと、私が心配しているのは、その区域を除雪の期間に請け負っている業者が、例えばサービス出張とかボランティアでやらせているのなら、大変気の毒だと思うのです。その業者に持ち主と連絡をとってやってくださいと言って、すぐにつながるのであれば、話としては民民というか、個人と業者の話で済むわけですが、仮にそうでない場合に、出てきた業者が誰に請求していいのか、請求したけれども、送りっ放しでうんともすんとも言ってくれないというふうになってきたときに、業者がかぶるといっても、本人がかぶるのが原則だというのは十分わかるのですが、一方できちんとした手だてを考えてやらないと、出てきた業者が結局、請求書を積んでいるだけで、未収で終わっていくといったことになるのも、大変気の毒だと思ったものですから、除雪の期間は終わっていて、もう雪なんて降っていないのですけれども、その辺について、何らかのシステムは今あるものなのか、ないならばやはり考えてほしいと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

#### ○（建設）雪対策課長

今回いろいろ御議論になった空き家対策等で、非常に難しい問題であります。基本的には、個人の財産については個人が自己管理するというのが原則であります。どうしても所有者が見つからない場合は、道路の安全が保たれていない場合においては、道路管理者として作業することになっております。その後の費用等につきましては、除雪といたしますか、市全体で予算をどう確保していくのかという部分については、関係機関と協議しながら、今後、進めていかなければならないかと思っております。

#### ○斎藤（博）委員

##### ◎首都圏のアンテナショップについて

最後に、首都圏のアンテナショップについてお聞きします。

私たちの会派でも現地に視察に行つて勉強させてもらった経過もあつて、そのときに宿題も出されてきて、もうずいぶん時間もたっているものですから、少し話をさせていただきたいと思つています。板橋区のハッピーロード大山商店街にある店舗というのですか、そこに小樽市のアンテナショップをつくつてずいぶん時間がたったわけなのですけれども、改めてこのアンテナショップをつくつた経過や目的、この間の実績や成果、その辺についてまずお聞きします。

#### ○（産業港湾）商業労政課長

まず、今おっしゃつたとれたて村の設置の経過について説明します。

産業港湾部が経済部と言われていたときに、地場産品の販路拡大ということを目的としまして、首都圏でのアンテナショップを持つことが議論されておりました。平成13年ぐらいから、物産協会と協議しながら首都圏で物件を探しておりましたけれども、コスト面や立地条件などでよい物件がなかなか見つからなかったようであります。それが19年度に入りまして、元気がある商店街として全国的にも有名な、東京都板橋区にあるハッピーロード大山商店街が運営しているアンテナショップの全国ふる里ふれあいショップとれたて村の情報を得たところであります。とれたて村は、各地の地場産品の販売だけではなく、参加市町村と連携して、観光客の誘致や交流促進の場を提供するということが目的とされておりましたので、市といたしましても、コスト的にも安い経費で地場産品を首都圏にPRできる、さらには観光の情報発信もできるということで、その年の10月から出店に至つたという経過でございます。

これまでの実績につきましては、売上げといたしましては、19年度から24年度までで、一番多い年が21年度で約360万円、一番低い年が23年度で約280万円ということで、19年度は10月からで途中になりますから、20年度から24年度までの5年の平均で言いますと、大体320万円の売上げがございます。本市の売れ筋としては、加工食品、乾物、海藻類、お菓子ということで、直近の本年4月から6月までの売上げで言えば、ここに出店しているのは今18市町

村あるのですけれども、その中で8位の売上げとなっております。

あと、実績といたしましては、年1回、参加市町村がイベントをそこで行うことになっておりまして、本市では商業労政課の担当職員、物産協会の職員、東京事務所長、あと東京小樽会の皆さんにも御協力いただいて、毎年10月に、秋の小樽フェアと称しまして、地場産品の即売会、あとガラポンの抽せん会を行っているほか、24年度から、8月に開催されております大山ふるさと夏まつりというものにも参加いたしております。

そのほかにも、とれたて村の会員を対象にした、参加市町村への訪問ツアーというものもありまして、収穫体験などをやるツアーもよく行っておりまして、これはまだ小樽市にはおいでになっていないのですけれども、そのほかに、この商店街の歳末大売出しのときの抽せん会の景品で、参加市町村に行くペア旅行券を景品にしてくれていまして、小樽には過去2回、雪あかりの路の時期に5組10名においでいただいて、こちらとしては観光協会や物産協会の協力を得て、来たお客様にちょっとしたお土産なども渡して、そういった観光客、観光の面での実績もごさいます。

#### ○齋藤（博）委員

まとめていきますけれども、売上げについては実績としてありますし、地元などはいろいろなことをやって頑張っていることは聞きました。一方では、ここの家賃というのですか、それは税金でやっているわけですから、そういった意味では、アンテナショップとしての役割としての何を小樽市は持っていて、アンテナとしての役割をどこに求めているのかなという印象が、時間があればもう少し言いたいのですけれども、要はやってきてどのような課題があつて、これからどうしていこうとするのかと、所期の目的は物販コーナーをつくるというわけではなく、やはり小樽をアピールする、小樽の売れ筋を検証するなど、将来に向かってのいろいろな課題もあつたかと思うのです。

私どもが行ったときにも、ほかの会派の方とたまたま一緒だったのですが、見ると、どうしても置いてあるものは日もちするものといえますか、そういったものが中心で、もう少し工夫してほしいなどという話も聞いて、小樽をアピールする方法、アンテナとして情報をキャッチする役割としてどうなのかと、もっと付加価値をつけていかなければだめなのではないのかということも向こうで言われて、小樽市でも検討してみてくださいということも言われていますので、どこかの時点といういいかげんだけれども、そろそろどこかの節目で、このショップについての役割と、今後どうするかという総括などをしてもらいたいと、今日やれというのではなく、アンテナショップとしての役割というのはいつまでやるのだということを含めて、一度、検討していただきたいと思ったのですが、その辺について答弁いただいて終わります。

#### ○（産業港湾）商業労政課長

まとめたの答弁になりますけれども、課題という部分から話をさせていただきますと、これまで実施してきて課題として挙げられていますのは、店のバックヤードといえますか、荷物を保管するところが狭いということもあつて、なかなか大量に商品を輸送できないということ、そうしないと輸送コストがかかる、割高になるということですから、それから、店自体も、委員もごらんになったとおり、それほど大きくないものですから、18市町村の商品がある中で、小樽のものだけ好きなように置くわけにもいきませんので、当然、向こうで調整しながら商品構成を考えなければならないというところで、こちらの好きなように商品を置くことができないということもごさいます。

また、先ほど言ったように、商店街にあるショップということで、一番直近では観光食品の売上げも結構伸びてきているようだったのですけれども、やはり野菜が一番売れていまして、それから漬物などの総菜、花などの生鮮品が結構売れているということもあつて、その部分が本市の商品内容で弱い部分なのではないかと考えています。

今後も含めての話ですけれども、今、説明した課題の部分の輸送コストの部分、バックヤードが小さいという部分につきましては、物産協会の担当者と、委員がお会いになった方ではないと思うのですが、とれたて村の店長と直接連携して、打合せをしながら、先ほどおっしゃっていた商品の構成部分、どのようなものが求められて、どの

ようなものが欲しいのだといったところを、物産協会の担当者とやりとりをしながら、物産協会のネットショップ、小樽家族では、少量で多品目の商品を送れますし、金額がある程度になると輸送コストが安くなるということもありますから、その辺の課題については、両者で話し合いをしながら随時やっているところです。

今後ということをございますけれども、今 7 年目に入っています。先ほど言った課題なども、今、両者でいろいろと打合せをしながらやっておりますし、売上げも何とか 300 万円余りにはなっておりますし、また、先ほど言った観光の部分の情報発信についても、実際に景品のペア旅行で小樽においでいただいたといった効果もありますので、今の時点では、引き続きそういった形で継続してやっていきたいと思っております。

ただ、やはりこういった事業ですので、費用対効果といいますか、節目節目で検討は必要だというふうに考えておりますので、その辺については、毎年度の予算を上げる段階でも、物産協会から状況を聞きながら、継続の是非といった部分については、常々考えていかなければならないのだろうとは思っています。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

#### ○成田委員

##### ◎築港地域における除雪体制について

連続して除雪の話をしてもらえればと思います。

築港地域における除雪について伺いますが、以前は私も築港に住んでいたのですが、築港から離れたので、自分のところに除雪を持ってくるという話ではなく、堂々と客観的に見て話をさせてもらえればと思います。ごく簡潔でいいので、一般的にはどのタイミングで路線の除雪基準を変えるかということをお説明願えますか。

##### ○（建設）雪対策課長

除雪基準の変更のタイミングについてですけれども、現段階においては除雪の水準の変更をするのではなく、現状の水準を維持しながら、適切なタイミングで効率的な作業の推進に努めていきたいと考えておりますが、仮に道路需要に著しく増減がある場合は、その状況を総合的に勘案して、基準の変更を検討していく必要があるのではないかと考えております。

#### ○成田委員

今、増えた場合の話を一緒にされたと思うのですが、逆に、人口や交通量が極端に減った場合はどうなのですか。それでも現状維持という考えでしょうか。

##### ○（建設）雪対策課長

交通量が極端に減った場合ということですが、通過交通量が全くなくなるということであれば、変更の必要があるというふうに思っておりますが、このようなケースはまれだろうと思っておりますし、基本的には基準の変更に至っていない、ただ、運用の中で、住宅の張りつきに応じて対応を変化させているというところがございます。

#### ○成田委員

近年の人口動態から考えても、全体的に市内の人口が減って、世帯数が減っていることは事実なわけですが。その一方で、道路の水準は維持していくとなると、そもそもそれでやっていけるのかと思うのです。当然ながら、増えたところにはそれなりの除雪体制、減ったところにはそれに応じた除雪体制と、やはりある程度変えていかなければならないのかなと思うわけなのです。

それで、私が議員になって 6 年間ずっと言いたかったけれども言えなかったことなのですが、私が前に住んでいた、住所で言うと築港 12 番の地域、道路で言うと築港 4 号線という地域になります。千葉議員も住んでいるところですが。ここはマンションが多く建っていて、かつ車を持っている方が非常に多いのです。あの地域一帯は、例えば

築港12番という地域だけで、たぶん車は300台以上あるのです。たかが二、三百メートルの道路にそれだけ多くの車があり、住民が依存しているという中で、当然、昨年度も除雪がありましたけれども、昨年度は大雪でしたから仕方がないとして、それ以前からも道路幅が狭かったので、往来がかなりあるときに交差するのが非常に難しかったという状況でした。それで、この築港4号線にかかわる除雪の基準というのはどのように変わってきたか、お伝え願えますか。

○（建設）雪対策課長

当該路線の対応基準の変遷についてでありますけれども、対応基準としては変化しておりませんが、集合住宅がかなり多く張りついたということがありますので、歩道除雪の対応の強化、交差点の見通しの確保の強化ということをやってきておまして、今後につきましても、状況に応じて適正な対応に努めていきたいと思っております。

○成田委員

人口が減ったところの除雪を少なくするというか、弱くするのは、非常に心苦しい部分もあると思うのですけれども、その一方で、人口が増えているところにあまり対応しないというのであれば、小樽は住みにくいのではないかと、新たに住む人にとってはやはりそういったところも判断材料の一つになってしまうと思うので、ぜひ人口の増減に合わせた除雪体制も考えていただきたいと思います。

もう一点、今度は築港全体の話になるのですが、ウイングベイ小樽も、テナントが入らず一時期すかすかだったものが、少しずつ、ビバホームが入った、そして今月にはしまむらが入るということで、かなり集客力があるテナントが入ることになったと思います。当然ながら、それに合わせて車の往来も増えると思うのですが、このウイングベイ周辺を含めた除雪についてどのようにお考えか、お伝え願えますか。

○（建設）雪対策課長

ウイングベイ周辺の除雪対応についてでありますけれども、除雪につきましては、周辺道路を、幹線道路として除雪の1種路線ということで位置づけておりますので、除雪対応というよりは必要な道路幅員を確保するというところで、車道の拡幅除雪対応や交差点の見通しの確保といった作業の充実に努めていきたいと考えております。

○成田委員

それで、非常に気になる部分が、築港地域の特徴として中央分離帯があるのです。たぶん道路交通法の絡みだと思っておりますけれども、中央分離帯を右折することは、たしか原則禁止なはずなのです。中央分離帯にすき間があるところは、原則Uターンするため、転回するためにつくられているものはずなのです。皆さんも御存じだと思っておりますけれども、ウイングベイに入るとき、右折では入れない入り口が何か所かあります。Uターンしなければ入れない仕組みになっているのです。

では、何が言いたいかという、このように転回が必要なのに、転回する場所が非常に狭くて、切り返しをしなければならぬ状況が多々出てきているのです。これでテナントも増えて、往来も増えてくる、近くに済生会小樽病院もあるという中で、もちろん幅員の話もそうなのですが、転回するような場所について、転回ができるような意識をした除雪を今後、行っていかなければならないのではないかと思います。それについてどのようにお考えでしょうか。

○（建設）雪対策課長

中央分離帯の切れ目ですか、転回場所での除雪対応についてでありますけれども、当該路線の分離帯の切れ目につきましては、正直、夏季においてもなかなか転回しにくい道路構造を持っておりますので、冬季においてもそれをさらに確保することは非常に難しい問題ではあるのですが、今後においては、右折するときの見通しの確保や、車からの視野を確保するような除排雪対応、拡幅除雪、交差点の雪山処理などの作業に努めていきたいと思っております。

### ○成田委員

これについても、往来が増えて交通量が増えれば、やはりそれに応じた除雪を増やしていく、減らしていくということは考えなければならないと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

この項目の最後に、やはり済生会小樽病院ができたことがかなり大きいと思うのです。同病院の入り口の前はバスが走っています。あの細い道をバスが走っているのですが、あの道路は路側帯がないのです。そのため、冬季には雪山が非常に大きくなったときに危険な状態になります。歩道はありますけれども、雪山がそこに乗りかかるような感じになるのではないかと思います。さらに、バスは車体が長いですから、状況によってはうまく出られないなどということも想定できるわけなのです。

ここの道路に関して、バスも入るようになった、救急車も通る、さらに市民も患者として自家用車で通うという状況で、一気に通行量が増え、若しくは重要な道路になったということを考え、ここの除雪基準を上げなければならないのではないか、変えなければならないのではないかと思うのですが、お考えはどうでしょうか。

### ○（建設）雪対策課長

当該路線の除雪基準の変更ということですが、現在の水準は、幹線道路として除雪 1 種路線ということで位置づけておりますので、除雪の水準でいけばこれ以上の水準はないのですが、確かに交通量が増えたということにつきましては、私もよく見ておりますので、雪による影響で渋滞が生じないように、拡幅除雪の強化や、先ほどから申し上げていますが、交差点の見通しの確保といった作業をして、早めの雪山処理に努めて、交通の安全を確保していきたいと思っております。

### ○成田委員

特に、今、おっしゃいましたけれども、交差点の部分、プレイランドハッピー築港店と株式会社エナジーソリューションと済生会小樽病院のところの交差点で、済生会病院側からすぐに出られないのです。1 車線で路側帯がないから、右折車が前にいると、その車が右に曲がるまでずっと出られません。私が走っても、最高で 3 回目の青信号まで待たされました。5 分も 10 分も待たされてしまうわけです。これが冬になるとどうなるのかと。渋滞をどう定義するかにもよりますけれども、基本的に 5 分や 10 分同じ場所にいたら、私は渋滞ではないかと思うのです。

そのような中で、この交差点のところについても、やはり除雪をしっかりと行うというものもありますし、これは生活環境部をお願いしたいのですけれども、当然ながら、道路の部分、信号の部分はどうするのか、矢印式信号機をつけるのか、あと、そもそも停止線の位置も、バスが入ることになったら今の位置でいいのかと、考えるところはたくさんあるのです。

実は、この話は、6 年前に私はやっているのです。平成 19 年第 2 回定例会の本会議、一般質問で山田前市長に、あの地域に病院ができれば渋滞が起きるのではないかと質問したことがあるのです。そこで山田前市長はこのように答弁していました。「築港駅周辺地区の再開発事業におきましては、全体の土地利用を見込み、発生交通量を推計し、都市計画道路や区画道路を配置しております」、中略しますが、**「当該地に病院やその他施設が立地をし、交通量が増加したとしても、周辺道路を含め大きな交通渋滞などの問題は発生しないものと考えております」**と、発生しないと断言してしまっているのです。こういう答弁を既にしているということを見ると、今後これで渋滞が発生したという話になれば、本会議で言ったのは何なのだという事になりかねないので、ぜひここは市がしっかりとその発言に責任を持って、この築港地域で渋滞を起こさないようにしていただくという意気込みを、最後に、雪対策課長と生活環境部から一言ずついただいて、この項目を終わりたいと思います。

### ○（建設）雪対策課長

渋滞を起こさないようにということですが、雪に関して、渋滞を起こさないように、我々も道路パトロールを強化して、状況についてはよく見ながら、適切なタイミングで必要な作業を早めに行っていきたいと考えております。

### ○生活環境部次長

築港の道路の部分の交通渋滞ということですが、私どもが行っています町会長との定例連絡会議の中でも、信号の部分など、いろいろと出ております。今、その部分で警察とも協議しておりますので、そういった中でもこういう意見があるということだと言いたいと思いますけれども、道路構造上の問題はありますので、それができるかどうかというのは今ここで判断できませんので、いろいろな機会を通じて警察などとも協議したいと思っております。

### ○成田委員

本会議での市長の答弁ですので、しっかりと頑張ってくださいと思います。

### ◎公衆Wi-Fiについて

次に、公衆Wi-Fiについて伺います。

ここで言う公衆Wi-Fiというのは、無料で誰もが使える、パスワードの入力などが要らない無線LAN、ネットにつながり機器と設備ということで質問させてもらえればと思います。

本市における公衆Wi-Fiの設置状況と、それにかかわる現在の方針をお伝え願えますか。

### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

御質問がありました公衆Wi-Fiでございますけれども、委員の御質問が観光客に対するということですので、私から答弁させていただきます。

市内における公衆Wi-Fiということでは、民間会社の調べによりますと、今、委員が言われましたフリースポットというところが12か所、それと、委員が言われた公衆ということには該当しないのかもしれませんが、無線LANスポットとあって、店舗や会社などでパスワードを使用するということになるのでしょうか、そういったスポットが小樽市内に、先に言いました12か所も含めて、合わせて159か所という調査結果がございます。

現在の方針ということなわけですけれども、これまで民間主導といいますか、民間それぞれでサービスということで設置してきている状況なものですから、現在、市の方針というものは特別持っておりません。

### ○成田委員

そうした中で、市が設置しなくても民間事業者が設置しているという割には、Wi-Fiが無料で使えるところがしっかりとわかりやすくなっているかというところ、そこは疑問に思うところがあるのです。いわゆるWi-Fiスポットですと告知しているようなところが一体どれだけあるのか、若しくは、民間の店舗や会社などが観光客に向けて善意で無線LANを発信したとしても、それがそもそも伝わっていなければ、勝手にアクセスしてしまっているのかと観光客は思うわけです。私もスマートフォンやiPadなどを持って行ってつながったけれども、一体どこからの無線かわからないと、下手をすると不正アクセスになってしまうので、もちろんそういったものを民間事業者でやってもらうにこしたことはないのですが、これは無料で使っていていいですというものを、観光客、外国人観光客の皆さんにもう少し伝えていかなければならないと思うのですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、委員が言われました、特に外国人観光客の方にわかりやすいという部分では、確かにWi-Fiを使うときの電波の表示ですか、大体アルファベット、数字等が出てくるようでありましてけれども、そうした部分での統一はなかなか難しいのですが、小樽何々などと、小樽の後に店舗名を入れるといったことができないのかということで、全体というよりは、まずは観光協会を通じて、観光協会の会員にこういうことができるかできないかも含めて、観光協会で声をかけて話し合ってもらいたいと現在考えております。

### ○成田委員

この質問をしたのも、今、外国人観光客の一番の不満が、Wi-Fiスポットがないということで、かなり多くのところで挙げられていると。その中で、整備して迎えるのが一番いいのですけれども、市が全部いろいろなところに、

あちこちにつけるのも、当然ながらお金がかかってしまうので、もし民間の事業者でやられているのであれば、それをうまく取りまとめるというか、観光協会の協力もあります、そこはWi-Fiスポットですという「free Wi-Fi」と書いたシールを張ってもらう、ポスターを張ってもらう、そういったことをぜひやっていただいて、外国人観光客にも、ここは無料で使っているのだと、大丈夫なのだということをやはり実感していただきたいし、使っていたきたいというのがこの質問の背景にあります。

それで、皆さんも携帯電話を持っていらっしゃると思うのですけれども、皆さんの携帯電話は、大体の方は何も変更せずにそのまま海外で使えるのです。少し高いですけれども、通話はできます。何が一番高いかという、実はインターネットなのです。例えばメールを受信したり、ウェブで検索したりして料金を見ると、簡単に1日で4,000円、5,000円を超えてしまいます。事前に登録すると1日2,000円で使い放題というのがありますけれども、いずれにせよ、海外でインターネットを使うとき、携帯電話でメールを受信するとき、iモードなどを使うときは非常に高いです。そういったことを考えると、逆を考えると、海外から来られる観光客も同じ状況だと思うのです。そういう中で、ぜひ無料でWi-Fiを使えるようなところを整備していただければと思います。

この項目の最後に伺いますが、現在、飲料メーカーが自動販売機に無料のWi-Fiスポットをつけて設置している場合があるといえます。たぶんガイアの夜明けで放送されていたと思うのです。今、いろいろなところにWi-Fiスポットがあるとおっしゃっていましたが、一番のメインの場所である浅草橋にWi-Fiスポットがあるかという、これはないという中で、本市が設置するのでなく、そういった民間の業者につけていただける機会があるのであれば、こちらから逆に積極的にアプローチをかけて、こういったWi-Fiを設置してもらう、自動販売機もおまけでついてきますけれども、そういったことをぜひ考えていただきたいと思うのですが、それについて最後に見解をお聞かせ願えますか。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、御質問にありました、自動販売機にWi-Fiがついているということで、2年ほど前からそういった動きがあるというふうに聞いております。ただ、現在、北海道で、自動販売機にWi-Fiがついているかが確認できていないものですから、現在は仙台、首都圏、中部、近畿、福岡を中心にということで、北海道でそういう自動販売機が実際に提供されるということを確認できましたら、これもそれぞれメーカーがありますので、なかなかここはということでは、メーカー一つであればできないのですけれども、そういった機能がついているものがあるということで、これも外国人観光客が多いということで、主に観光協会の会員等にこういった自動販売機を北海道でもというような形で、ありますということで周知することはできていると思っております。

#### ○成田委員

自動販売機を設置したら、当然ながら、それに対する販売の利益も入ってくるということも考えて、市にとっては利益も入るし、勝手にWi-Fiスポットもつくってくれるというところを、今おっしゃったように、仙台や首都圏などでのみ今は展開されているそうですけれども、そこまで難しい仕組みではないと思うので、ぜひアプローチをかけるのであれば、いったんアプローチをかけていただきたいと思います。

#### ◎食の観光と産業育成について

最後に、食の観光と産業育成について伺います。

近年の観光は、もちろん見るものはありますが、食を売りにした観光が非常に多くなっていると思います。地域のイベントも、食を売りにした、八雲町の熊石あわびの里フェスティバルや厚岸町のあつけし牡蠣まつり、増毛町の増毛えび地酒まつりなど、食そのものが観光のツールになっている場合というのが多いのですが、本市で配布したりしているパンフレットの中で、食にかかわるものとしてどのようなものがあるのか、まずお聞かせ願えますか。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

本市で配布しているパンフレットで食にかかわるものということですが、まず一つには、観光協会で作る

っている小樽観光ガイドブックを表紙から 3 枚めくったところに、両面を使って、「ほおぼるおたる」ということで、小樽の食についてアピールしているものがございます。それと、このパンフレットが今年度、改訂になったわけですが、それまでの小さなパンフレットで、観光協会が作成した中で、2 年ほど前にありました。当然これまで、こちらでもページを割いて、食については掲載しているわけですが、スイーツの特集を組んだものを、改訂後、その部分を切り抜きというのですか、別印刷でチラシにして、市内のスイーツの店舗や特徴のあるスイーツを紹介しているということで、食に関してということになれば、メインの小樽観光ガイドブックと、このスイーツのチラシということに現在なっております。

#### ○成田委員

ある程度いろいろなものをピックアップして伝えているとは思いますが、小樽の一番の売りであるすしのパンフレットがないのはなぜかというところが気になるのです。特定の店舗が集まってつくっているのはありますが、小樽の中で食べる食事として一番多いのがすしであるのならば、当然ながら、すしを紹介するようなパンフレットがあってもいいと思うのです。店舗を全部紹介するとなると 100 店舗以上になるから難しいと。では、季節のネタでもいいし、小樽ならではのすしというようなものを、例えば 2 月ならニシンが食べられます、また、シャコもありますといった形で、小樽に来たらすしを食べたいともっと思わせるようなパンフレットをつくるということをする必要があるのではないかと思います、それについてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

おすしのパンフレットということでもありますけれども、委員が言われましたように、おすしの組合で、以前は幾つかの店舗でつくっていたということは承知しております。また、現在でもそちらの組合で、ホームページではそういった季節のネタ等のページ、それとおすしの本市での歴史を掲載はしております。

ただ、現在、私も、先ほど言いましたけれども、小樽の食ということで、特にその中でもおすしというのは、やはり委員が言うようにメインということで、写真も大きく使って掲載しておりますので、おすしに特化したもののパンフレットを市でつくるとことは現在考えておりません。そういった情報を持っているおすしの組合、また観光協会も含めて、おすしのパンフレットということでは、話はしてみたいと思います。

#### ○成田委員

何を言いたいかというと、もう少し食にウエートを置いてもいいのではないかと思います。皆さんも旅行へ行ったときに、当然ながら観光地を見るけれども、それだけで終わりということはないと思うのです。当然ながら、そこに食べ物は何があるのか、地酒は何があるのか、そのようなことを考えながら観光をすると思うのです。私はここにいらっしゃる多くの方が、たぶん、花よりだんご、花より花見酒のほうが好きな方がどうも多いのかなという気はしているのですけれども、そのような中で、特に小樽は食に対するポテンシャルが非常に高いと思っています。すしもそうですし、この間はあるんかけ焼きそばを売りに、B-1 グランプリの北海道・東北大会で十和田市まで行ってきました。最大で 150 分待ちというところもありました。たかがあんかけ焼きそばに 150 分も待って並ぶ人がいる、ディズニーランドの何とかマウンテン並みなのです。食べた方からは、初めて洋がらしをつけるのを知った、麺を焼くのは見たことがないなどと、そのようなあんかけ焼きそばがあるのかと、自分たちが当たり前だと思っていたものが、実は当たり前ではなかったというところに、かなり気づかされたのです。

そう考えると、小樽にはまだいろいろなものが眠っていると思ったのです。お餅屋もそうです。餅を扱っている店舗が非常に多いというのも小樽の特徴の一つですし、いろいろと小樽をめぐると思ったら、小樽では中華料理屋になぜかオムライスがあつたりするのです。これは北海道のほかの地域でもないらしいのです。オムライスが普通にメニューにあるということ自体が珍しいと。また、中華ちらしもほかではないのです。中華ちらしは帯広の名物と言われてはいますが、中華ちらしが置いてあるのも、実は小樽が発祥ではないかと言われてはいるらしいのです。小樽の調理人が帯広に行って中華ちらしを広めたというところで、小樽は、実はそういった北海道の食文化の発信

基地にかなりなっている、若しくは、根づいている貴重な食文化が、実は私たちが気づかない中であつたということがあると思うのです。焼き肉のたれを入れて飲む話もありますけれども……

(発言する者あり)

焼き肉のたれにスープを入れて飲む話、テレビでもやっていますよ、先輩方が当たり前だと思ったことが、実は当たり前ではないというところもあるので、ぜひこの小樽の食文化というところを、もう少し全体の観光のPRの割合から強めにして、食文化だけのパンフレット、それこそすしに大きく割いて、あんかけ焼きそばだ、コトリアードだ、カキそばだ、お餅だ、そのような食やお酒といったところに力を入れた一枚物のパンフレットなどをつくるのも必要ではないかと思うのですけれども、それについてお答え願えますか。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

食に当てた一枚物のパンフレットということでもありますけれども、今、委員が言われましたように、小樽の中では食という部分ではかなり豊富なものがありまして、一枚物で足りるのかというのがございます。それで、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、こちらのパンフレット、メインの小樽観光ガイドブックですけれども、この最後に索引ということで各観光施設、店舗を載せております。その分けからいきますと、レジャー、ショッピングで施設を分けておりまして、次の分けが「すし・和食・そば」「洋食・レストラン・屋台村」「中華・ラーメン」「喫茶・スイーツ・アイスクリーム」「バー・スナック」という分けをしています。ですから、これを見ても、市も観光協会も、観光には食が大きなウエートを占めるということは十分に認識しておりますので、それに合わせて観光の情報ということで、このパンフレットをつくっている状況です。ですから、食に関してまた新しいものということは、やはり食だけではなく、今度は観光で見えるものというのもあわせてということもありますので、観光協会にも話してはみますけれども、今のところ私どもとしては、食だけに特化したというものは考えていないところです。

○成田委員

では、どうやって長時間滞在させるつもりですか、お答えください。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

先ほど、食のところの一つ言い忘れたのですけれども、もう一つ、ナイトマップということで、食に関してというよりは、夜、食べる、そして、その後の2次会、飲むという部分も含めたナイトマップというものも観光協会で作成しておりますので、そういった中で滞在時間の延長、夜の魅力の発信も図っていきたいと思っております。

○成田委員

それはほかのまちと何が違うのですか。ほかのまちで同じことをやっていたら、全然何も小樽独自の活動ではないのではないですか。ほかのまちでもナイトマップをつくってれば、長時間滞在になるのですか。ナイトマップをつくることによって、そこまで長時間滞在に直接つながりますか。そのナイトマップには小樽独自の何かが入っているのですか。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

小樽独自のものというよりも、夜遅くまで営業しているというところを網羅して、マップも含めてつくっているものでありますので、それをつくってどれだけという部分は難しいですけれども、滞在時間を延ばす、夜の魅力を提供する一つというふうに考えております。

○成田委員

夜もやっている店を紹介するのはわかるのですけれども、そこには小樽の独自性が何かあるのですかという話です。小樽に何のために観光に来ているのかというと、小樽には小樽運河という独自のものがあるから来ているのではないですか。そのナイトマップには何か小樽の独自性はあるのですか。

○(産業港湾) 観光振興室長

今、主幹から話をいたしましたナイトマップなのですけれども、確かに全国的にはほかのまちにもありますが、

道内にはそれほど多くなく、またつくりも珍しい形をとっておりますし、ナイトマップ自体がリクエストなどいろいろな形で投票した形で小樽のお勧めの店を紹介するという形のナイトマップをつくっております。

また、今、運河のお話をされましたけれども、ナイトマップにはそこまで、それは飲食店の紹介ということ、それも昨年度から新たに始めた形なのですが、それまで夜遅くまで店をやっていることの紹介がなかったので、その辺をアピールするためにナイトマップをつくったものでありまして、夜の魅力ということで、ライトアップといったものについては観光マップのほうで詳しく紹介しているところでございます。

#### ○成田委員

結局、飲食店だったらメニューに何があるかによって、すしのほかに何かメニューがあるのだったら、そこへ行くという話になるわけです。店だけを紹介しても、それが行くきっかけになるのかということ、私はそうはならないと思うのです。札幌だったら、ラーメンのほかにスープカレーもあると、そういうメニューがあるから、行くということになるけれども、ただ夜遅くまでやっていますという売込みだったら、果たして売れるのかと思うのです。このナイトマップをつくって、実際、滞在時間が増えたかという話を聞きたいと思います。

#### ○（産業港湾）観光振興室長

先ほどはそのことも答弁しようと思っていたのですが、ナイトマップをまた今年もつくりますので、ただ遅くまでやっているということで紹介していましたが、成田委員からあったように、どういったメニューがあるかということにも工夫を凝らして、今年のナイトマップをまたつくっていきたくて考えております。

#### ○成田委員

ただ遅くやっているだけではなくて、当然、そこには遅くまでやっているすし屋やあんかけ焼きそば屋などがありますが、結局そのメニューに何らかの小樽の独自性というものがなければ、ただ遅くまでやっていますというマップを示しただけで行くかということ、私はなかなかそこまで行かないと思います。何が言いたいかということ、結局、食文化というものを売りにする、食で、1食だけではなく2食食べてもらえれば、嫌でも長時間滞在になるわけです。であれば、もう少し食の部分に力を入れて、1食だけでなく2食食べてもらう、3食食べてもらう、その組合せはすしでもコトリアードでもいろいろとあると思うのですけれども、ただマップをつくったというよりも、もう少し何か飲食店に行くための目的をしっかりとつくっていただきたいと思うので、こういう質問をさせてもらったのです。

それで、ちょっと話を変えます。小樽にはさまざまな食文化があると思うのですけれども、当然ながら、特定の食にスポットを当てたら、他方の利益を食ってしまうなどという考えをしがちなのですが、例えばあんかけ焼きそばを売り込んだら、すしの利を食ってしまう、そういった考え方をお持ちなのか、御見解をお聞かせ願えますか。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、例で挙げられました、あんかけ焼きそばを売り込んだら、すしの部分を食ってしまうのではないかという考えがあるのかということでございますけれども、そういった考えは全然持っておりません。すしという小樽を代表する食のものに、新たにあんかけ焼きそばが加わる、それと、先ほど言われましたしりべしコトリアードが加わる、これも先ほど委員が言われました、こちらにも小樽独自の焼き肉の食べ方、このような食べ方をしているということも書いてある、こういった小樽独自のいろいろな、スイーツも含めて、お餅も含めて、そういうものが増えてくることが、食文化の豊富さというのが、当然、観光の活性化、先ほども言いました滞在時間等につながっていくというふうにご考えておりますので、そういった小樽の特徴の食の部分でアピールできるものはどんどんしていきたいと考えております。

#### ○（産業港湾）観光振興室長

補足いたしますけれども、私どももナイトマップをただつくればよいなどとは思っておりません。ナイトマップにはコラムを書く欄などもありますので、そういった部分もこれから利用しまして、成田委員からも貴重な意見もい

いただきましたので、そういった部分も反映させながら、夜の魅力をどうアピールするか考えていきたいと思っております。

#### ○成田委員

夜、ナイトマップを見て、結局そこに何をしに行くのか、何を食べるのかというところは、やはりそこに大きな武器があるのとないのでは、足を運ぶ気持ちというのも大きく変わってくると思うので、ぜひお願いしたいと思います。今の話が聞けて非常に安心しました。

ほかのまちでも、例えばこういったB級御当地グルメといったものを売り込んで、かわりにすし屋や居酒屋の売上げが落ちたのではないかという話を聞きました。聞いたら、上がったと言います。なぜかという、そもそも、そういった麺類など値段が1,000円に満たない食べ物は、観光客が食べるのももちろんありますけれども、それよりも近くに寄った仕事の途中の人が食べたり、それこそ市民の人が食べたりして、ふだんファミリーレストランなどに行っている人が、実はこういった付加価値をつけることによって、食べに来てくれるようになったと、出張のときに寄っていくか、余市へ行く途中にあんかけ焼きそばを食べていくかと、そういう形になってきています。そういうところで、そういった会社に、いわゆるチェーン店にとらせるのではなく、やはり地元の店で食べてもらうというところで、そもそも観光客と目的が違うわけなのです。気軽に食べられるわけなのです。

一方、観光客の人は、あんかけ焼きそばだけを食べて帰るかということ、小樽まで来てそのような人はいないと思うのです。必ずしも食べていきます。実はこの間、「ズームイン！！サタデー」が取材に来たのですけれども、21日に放送予定ですが、あんかけ焼きそばの取材に来たのですけれども、関西から来た5人組の女の子が夜にすしを食べて、泊まって、次の日の昼にあんかけ焼きそばを食べて帰るというプランを決めていたと、そういう観光客もいたのです。結局、食を使った魅力を立てれば、1本だけでなく2本にすれば、当然ながら長時間滞在ということも見込めてくるので、ぜひ食に関する魅力の発信、食の観光というのをもう少し進めていただきたいと思います。

最後に、今、市長は食に関する産業について誘致はしています。もちろん、誘致して大きな工場、会社が来てくれれば、それはそれで一番うれしいことなのですが、大きな企業を誘致するのも一つの手法なのですけれども、こういった小樽の既存の産業、飲食の付加価値を高めて、育てて、それで新たに工場をつくってもら、若しくは拡大してもら、生産量を増やしてもらおうというのも一つの方法ではないかと思うのです。有名な富士宮やきそばは、すごいブームになって、今でも、例えば10年ほど前に閉鎖した工場が復活した、東京から息子が帰ってきて、工場が復活して、今7人で操業していると、そういった自分たちの産業にしっかりと付加価値をつけることで、そこまで状況が変わってきているところもありますので、ぜひこの小樽でも、今、出しているような、何か新たなものをつくるというわけではないのです、今を生かすというのは、運河を残したときと同じ手法だと思うのです。今ある小樽の食文化をもう少しピックアップして、ぜひこれを産業に、そして観光に生かしていただきたいというのが私からのお願いなのですが、最後に御見解をお願いします。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

観光振興室からもいろいろと話していますが、小樽には、先ほど来、食の魅力というのが出ていますが、すしに始まり、スイーツ、あんかけ焼きそば、今年度まで補助金を出して、だんだん成長して、うれしく思っております。昨年度で言えば、たしか道の補助で、コトリアード、洋食の部分も、地元のものを使ってうまい展開ができつつある、それと、出てきていないものとするれば、アルコール類というか、日本酒も、北海道産の米の評価がずいぶん高くなって、高級なお酒が日本でも売れ出してきている、この間で言えば、台湾の百貨店に道内の6社ですか、うち2社は小樽の企業で、そういったいい形もありますし、ワインも、道産のワイン、ブドウを使った6次産業が最たるもののような形でやられています。また、なにせ小樽では水産加工業者が多いわけで、水産加工業といえ、つい数日前に、商工会議所のプロジェクトで、先般の梅酒の小樽美人に続いて、水産加工業でみんなが連携して、にしん小樽漬の共通ルールでも新たに展開していつている、そういう魅力の宝庫が食に関してもあるわけで、

我々が第 2、第 3 のあんかけ焼きそばを応援できるかということ、受けてくれる団体の動きもあるので、次はこれというのは行政ではなかなか難しい部分もあるかとは思っています。我々の今の方針とすれば、やはり小樽の産品を売ることが最大の支援だろうというところで、昨年度で言えば、小樽ブランド力推進事業も進めて、今年度も続けておりますし、来年度もやる予定です。あと、今年度からのもので言えば、「小樽産品」販路拡大支援事業ということで、2 月に大変大きな展示会、スーパーマーケットトレードショーに出展します。そのようなことで、売ることに関しての支援をして、営業を頑張ってもらって、小樽のものがどんどん売れるように支援している、これといった特定のメニューにはなっていないですけれども、やはり小樽市内のメーカー全体を応援するような形の展開をしている、もっと言えば、改正された企業立地促進条例が本年 4 月から施行されましたけれども、これまではなかった既存企業の増設や機械の拡充なども新たに対象にしたというところで、設備投資の支援もしています。そのようなところで我々は継続して支援、応援をしていきたいと思っております。

#### ○成田委員

結局、食の観光で盛り上がれば、それに付随する商品をつくろうという話になってくるはずなので、もちろんどこかの会社が新しい商品を開発することもすごく魅力的なことだと思いますが、そういった、食をもう少し売りにした小樽のまちおこしというのをぜひ考えていただきたいと思うとともに、パンフレットを新たに 2 個、3 個とつくるのが手間であれば、増ページでもいいわけです。少しページを増やして、食や食のお土産にページを割くといったことも可能だと思うので、ぜひ今後とも考えていただきたいと思います。

#### ○（産業港湾）観光振興室長

観光客動態調査におきましても、前回の調査ですけれども、来樽目的の 1 位は「運河と歴史的景観」、2 位が「食べ物」となっておりますので、私たちも食べ物が非常にセールスポイントだということは認識しておりますので、今後もそれについて取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

#### ○川畑委員

##### ◎市営住宅の空き家対策について

私からは、本会議の一般質問で質問した市営住宅の空き家対策について質問させていただきます。

今回、市長から、「世帯の人数に合わせた住宅を提供することが基本的な考え方でありますが、今後、住宅行政審議会の御意見をいただきながら、検討してまいりたいと考えております」という答弁をいただきました。たまたまこの答弁が新聞で報道されたこともあったのか、市の今後の検討に期待したいということで、私の家に電話がありました。この件で、これを当委員会の中でも、少し詰めた中で具体化させていただきたいと思っています。

それで、今回の一般質問の中で、空き家は特定目的住宅が 25 戸、一般世帯向け住宅が 7 戸ということ、東日本大震災の被災者用住宅として公募した期間を除いた空き家期間が、1 年以内が 22 戸、2 年以内が 5 戸、2 年を超えるものが 5 戸あったということが明らかになりました。もう一つは、単身者向け住宅が、若竹住宅で募集 8 戸に対して申込みが 71 人で倍率が 8.9 倍、緑 A 住宅は募集 1 戸に対して申込みが 5 人で 5 倍、オタモイ住宅が 1 戸に対して申込みが 7 人で 7 倍と、2 人以上の世帯向けの住宅に空き家が多い、それから単身者向け住宅の不足という面が明らかになったと思います。

それで、まず一つ聞きたいのですが、東日本大震災の被災者のために用意していた住宅で、実際に活用されたものはどれだけあったのか聞かせていただけますか。

#### ○（建設）小林主幹

東日本大震災の被災者のために住宅を確保していたのは 15 戸ございます。そのうち 12 戸が実際に利用された戸数

でございます。

○川畑委員

東日本大震災の被災者用として、約 2 年 2 か月の期間、募集を停止していましたが、平成 23 年 4 月から 25 年 6 月ですから、ちょうど 2 年 2 か月だと思えるのですけれども。この期間が過ぎて、今、空き家があるわけですが、今後、震災の被災者用としての部分がなくなるので、一層空き家が増えていくと思うのですが、その辺の見解はいかがですか。

○（建設）小林主幹

本年 8 月から、東日本大震災の被災者用の住宅を公募に出しております。それで、塩谷や祝津の住宅はあまり人気がありませんけれども、指定管理者の受付窓口におきましては、こういった住宅には比較的入りやすいという案内をしております。

○川畑委員

今、塩谷の住宅の人気が少ないということですが、私は塩谷に住んでいて、塩谷にもいいところがあるので。交通の便もありますし、その辺をぜひ宣伝していただきたいと思います。

それで、住宅行政審議会の意見をいただきながら検討してまいりたいという話なのですが、具体的にはどういう対処になるのか聞きたいと思います。

まず、住宅行政審議会はいつごろまでに開催されるのか聞かせてください。

○（建設）小林主幹

住宅行政審議会に諮る場合、ほかの議案等もございます。それにつきまして、具体的な日程につきましては、今後、委員長とも調整しまして、日程を決めていきたいと考えております。

○川畑委員

年内となるとあと 2 か月くらいになるわけですが、年度内ということは可能なのでしょうか。

○（建設）小林主幹

今年度内で審議会を開いて検討してまいりたいと考えております。

○川畑委員

私に電話された方からも、検討する内容について早めに進めてほしいという意見もありましたので、ぜひその点は進めていただきたいと思っています。

それで、私も住宅行政審議会の委員なのですが、会議に出て思ったのは、意外と、今、市営住宅が空き家になっている、単身者向け住宅の希望者がたくさんいるという実情は、なかなか理解されていないような気がするのです。具体的にどのような提案をしていこうと考えているのか聞かせていただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

具体的な内容についての今後の検討ということでございますけれども、実際、塩谷の住宅にあきがありますので、こういったあきの状況を委員の皆さんに示して、意見をいただいて、決定していきたいと考えております。

○川畑委員

そういう提案をするときには、例えば先ほど言った一般質問の答弁のように、1 年を超えるものはこれだけありますなどと、当然、中身も知らしめていただけることになるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

具体的にどういった内容といいますか、現状がわかるような形で委員の皆さんに示したいと考えております。

○川畑委員

ぜひよろしく願います。

◎特定目的住宅の申込みについて

もう一つ、特定目的住宅の申込みについて伺います。

これは地域福祉課の担当になるのかもしれませんが、福祉住宅としての障害者施設、それから高齢者の施設もあると思います。例えば宏栄社福祉ホームやマリンシップさくらなどが障害者施設としてあると思います。それと同時に、高齢者の施設として、小樽育成院や生活支援ハウスはるなどもあると思うのですけれども、そういう意味で、今まで地域福祉課で特目の申込みを受けていたという点で、福祉住宅としての紹介とあわせて、特目の申込みも受けていたのではないかと思うのですが、その辺は間違いないかどうか聞かせていただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

特定目的住宅の取扱いについて、福祉ホームや育成院などと同列に扱っていたのかという御質問かと思いますが、委員がおっしゃった福祉ホームや育成院、生活支援ハウスについては、高齢等のため一人では生活しにくくなった方を対象に紹介している施設でございまして、特目住宅については、市営住宅の一部を特目住宅として設定しているわけですが、対象としてはひとり親世帯や高齢者世帯、低所得者世帯、障害者世帯ということで、どちらかというところ、一人で生活するのに支障があって住むところに困っているという施設とは違うのではないかと思います。

○川畑委員

私の質問の仕方がまずかったかもしれませんが、そういう障害者施設と高齢者施設がもちろんあるわけですが、それと並べてというか、市営住宅の特定目的住宅の受付も一緒にされていたと、そういうのが今までだったと思うのです。本年 4 月から、今年度から、指定管理者が行うようになっているのですけれども、特目住宅は福祉住宅の一環として地域福祉課で今まで受けていたと受け止めていたのですが、そのことが間違いないかどうかということを確認したのです。

○（福祉）地域福祉課長

昨年度までは、特定目的住宅の受付は地域福祉課でしておりました。

○川畑委員

それであれば、今までは、困窮事情について市職員が直接伺って対処されていたのだろうと思うのですけれども、今年度から指定管理者が行うことによって、採点でもって機械的になってしまっているのではないかと心配しているのですが、その辺はいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

特定目的住宅の入居条件について、これは住宅に関する困窮度ですけれども、これを点数化しまして、より困窮度の高い方から優先して入っていただいているということでございます。かつては、困窮度については聞き取り等で行っていたように聞いていますけれども、最近では私見というか、主観的な要素が入らないように、客観的な点数化ができるように、項目をチェックリスト化しまして、より公平な点数化ができるような仕組みでやっております。それについては、同じ方法で指定管理者にやっておりますので、直営から指定管理者による代行になっても、その辺は今までどおり、点数化で優劣をつけている内容については変わらないということで御理解いただきたいと思います。

○川畑委員

私が言っているのは、採点化によって、市職員が事情を直接聞かないで採点によってやるということが、機械的な対処になるのではないかと心配していることが一つなのです。それで、本会議で、他都市では生活困窮者に対する調査を市職員以外に委託しているところはないのですかと質問したときに、それは後で具体的にお知らせしますということでしたけれども、その点について聞きたいと思います。

○（建設）小林主幹

道内の主要都市に聞き取りをいたしまして、函館市と釧路市は、指定管理者制度を導入してございまして、困窮度

調査を実施しております。

#### ○川畑委員

道内の10都市の中で、実際に調査している、指定管理者に代行させているのが2都市、函館市と釧路市の二つしかないということで、小樽市を入れると三つです。やはりそういう点では、ただ単に点数だけで決めるのではなく、事情も含めていろいろと話を直接聞いた中で対処しているというのが、10都市の中でもほとんどだと思うのですが、そういうことに戻すことが今、大事なことではないのかと思うのですが、その辺の意見を聞かせてください。

#### ○（福祉）地域福祉課長

住居の困窮についての事情を聞いて点数化するというのは、直営でやっていたときも、指定管理者による代行になった今でも、変わりません。状況を聞いて、チェックリストに基づいて判断して点数化しているということで、その辺については指定管理者による代行になったとしても何も変わりません。

それから、今、他都市の話が出ましたけれども、住宅の困窮度調査をしているところは、その10都市の中でも少ないというのは、今、申し上げたとおりで、なおかつ担当部署なのですが、福祉のほうでやっている市というのは、10都市では小樽市だけということもありましたので、これは一本化するときには検討した一つの材料でしたけれども、川畑委員がおっしゃるのはわかります。福祉の専門の部署から離れて、指定管理者による代行になると、福祉的サービスが低下するのではないかということだと思いますけれども、私どもが窓口だったときから、特定目的住宅に入った後も、何らかの福祉的なサービスを必要とするという相談があまりなかったということもあります。全くなかったということではございませんけれども、かなり少なかったです。一本化に向けて検討した際に、これも一本化できるのではないかと踏み切った要因の一つでございます。ですが、全くなかったということでもございませんので、今、指定管理者には、住居のこと以外で困ったという何らかの相談を受けたら、どのような相談でもいいですから、すぐに地域福祉課に連絡するようにという仕組みはつくっておりますので、所管が建設部、それから指定管理者に移ったといっても、その辺の関係性は保っております。ですから、その辺の御心配には及ばないだろうと考えております。

#### ○川畑委員

私は一般質問の中でもその辺を心配して言っているわけなのですが、特定目的住宅という中で、困窮度うんぬんというのは、福祉住宅というか、個人情報も含めて、やはり人にあまり知られたくないというのが本音にあるのだらうと思っているのです。だから、それを大事にすべきだということを中心にして質問したわけです。ですから、その辺を間違いなく確保できるということなのか、もしその辺ができるのであればやむを得ないと思いますけれども、あくまでも、そういう個人情報である困窮度合いといった問題については、外部に漏らすことなく市職員が直接対応する、そのことが行政の仕事ではないか私は思います。その辺をどう考えているか、改めて聞かせてください。

#### ○（建設）小林主幹

特定目的住宅の困窮度調査のみならず、一般住宅の受付につきましても、今、指定管理者でやっております。今、3期目に入りまして、6年目を迎えている段階で、個人情報が漏れたといった大きな問題になったことはございません。委員のこういった御懸念もございまして、引き続いて指定管理者には、さらに徹底してやっていくように話はしていきたいと考えております。

#### ○川畑委員

##### ◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについても一般質問の中で質問したので、その点について伺います。

答弁は、ワンコイン化は、本市の財政状況も大変厳しいことから、現状においては困難だと、市が負担を10円増やして、110円から100円に下げた場合の市の負担額は、約2,200万円の負担増だということです。平成23年に私が質

問したときには約2,400万円の負担増との答弁であったわけですが、ふれあいパスの交付者の減少で約200万円減少しているわけです。一方で、財政状況が厳しいと言いつつも、今年度予算では観光振興公社への出資金として1億3,000万円を簡単に出しています。そういう点で、福祉に当たるふれあいパスには出し渋ると、高齢者に対して冷たいのではないかと思うわけです。そのことを中心に話をしたわけですが、特に回数券の払戻しの関係で言いますと、市民から、期限が過ぎたから回数券の払戻しができなかったという話が私にあったものですから、それとあわせて質問したわけです。

それで、市長から、ふれあいバス事業は単年度の事業だから、期限の設定は従来どおりとするという答弁を得ました。再質問に対して、回数券の期限設定をしないのは困難であると福祉部長が答弁しているのですが、まず福祉部長に伺いますが、どのようなことが具体的に困難であるのか、説明していただきたいと思います。

**○福祉部長**

再質問のときに答弁させていただいたことですが、単年度事業の扱いということにしておりますので、どうしてもその年度内に終わらせなければいけないということで、期限の設定を延ばすことは難しいというふうに答弁を差し上げたところでございます。

**○川畑委員**

部長に伺いますが、難しいというのは、払戻しの金額が大きくなって翌年度予算に影響するということなのですか。

**○福祉部長**

これはその年度内に終わらせなければならないということで申し上げたところでございます。

**○川畑委員**

年度内に終わらせなければならないということは、金額は別にしてという意味なのですね。

**○福祉部長**

そのとおりでございます。

**○川畑委員**

そんなに、年度内といって、ぎりぎりにしなくてはいけないものなのか、私には疑問なのです。その辺をもう少しわかりやすく説明していただけますか。

**○（福祉）地域福祉課長**

今、福祉部長も申し上げましたとおり、単年度事業ですので、3月31日で会計が締まるものですから、お金の動きについてもそこで締めざるを得ないというのが、今、申し上げたところでございます。

**○川畑委員**

非常に残念なのですが、実は市民からの話で、長期間入院していて、退院して使おうと思ったら、期限が切れていたと、それは払戻しできないのかと市役所に聞いたら、それはもうできませんと簡単に断られたということです、大した金額ではないはずなのですが、払戻し期限については、たしか有効期限というのは、回数券が利用できるというのは2年ですが、せめてその2年に合わせることも無理なのか、それから、今後も払戻しに応じることができないのか、今後、検討してもらえる要素はないのか、その辺を伺います。

**○（福祉）地域福祉課長**

市長が本会議で答弁させていただきましたとおり、この事業はあくまでも単年度の事業ですので、払戻しについては年度内とさせていただきたいと思います。その見合いではないですが、券自体の有効期限は2年間ということにさせていただいていますので、その辺で御理解をお願いしたいと思います。

**○川畑委員**

これ以上の議論は難しいと思いますので、次の課題に移ります。

### ◎福祉灯油について

福祉灯油とふれあい見舞金についてですけれども、まず、福祉灯油については、今日、資料を提出していただきました。それを見ますと、平成19年度、20年度と、福祉灯油が実施された年度が記載されており、黒く段を塗り潰しているところが、灯油単価が90円以上のところですよ。今年度に入ってずっと90円をオーバーしている状況があるので、基本的には、私の考え方としては、福祉灯油を今年度こそ復活させてもらいたいというのが前提にあります。

それで、現在でも平均価格は、福祉灯油を実施した19年度を超えているわけで、20年度に限りなく近づいていると思うのです。この資料からも明らかですね。過去3年間の状況を見た場合にも、10月から12月にかけて灯油の価格が下がる気配はないのだからと見ているのですが、その辺はどのように見込んでいますか。

#### ○（福祉）地域福祉課長

灯油単価の今後の見込みでございませうけれども、テレビや新聞、マスコミ等の情報によりますと、下がる要素というのはなかなか見つけにくいし、11月以降、積雪期になって需要が高まると、なおさら灯油単価は高くなる傾向にあります。ただ、今時点では判断できないだろうというのは、平成20年度を見ていただきますと、12月から急激に下がっているという年度もありますので、今は10月、11月の価格の推移を注視しているという状況でございませう。

#### ○川畑委員

今まで本会議や委員会で質問があった中で、その答弁にもあったと思うのですけれども、福祉灯油を実施するかどうか、灯油価格90円を目安としてきたというのがあると思うのです。それと、これまでの答弁でも、異常な高騰を見た場合、道や国の支援がなくても必要な場合に取組をしたいという確認もあるのですが、今回の場合、市が独自に動くことはできないのか、その辺の見通しはどうですか。

#### ○（福祉）地域福祉課長

市が独自に動く場合というのは、委員が今、おっしゃったとおり、異常な高騰を見た場合、道や国の支援がなくても、必要な場合は取組をするということで、平成20年度に、ふれあい見舞金と福祉灯油については、それぞれすみ分けをしまして、福祉灯油については市が責任を持って行うということから、こちらの答弁をさせていただきました。これはそのとおりなのですが、どうしてもこれを実施するとすると、非常に多額の財源が必要となります。仮に市が独自に行ったとしても、非常に小さい金額になってしまうというのも、小樽市の財政から見た現状ではないかと思っておりますので、市が独自の財源で行うというのは、現実的には難しいだろうと感じております。ですから、今は確かに灯油価格が高騰状態ですので、道の補助金の申請もしておりますし、あとは国の動きも情報収集しながら見ておりますので、それと他都市の状況も見ながら、その辺を注視しているという状況でございませう。

#### ○川畑委員

先ほども言いましたように、12月の補正予算の中でぜひ取り組んでいただきたいというのが基本です。確かに市の負担は大きいでしょうけれども、もちろん国にもそういう訴えをしていただくことは当然ですし、市の負担としても、例えば1,000万円、2,000万円でも負担すれば、それなりの金額は支給できると思うのです。対象になるのは5,000世帯くらいあります。それでいけば、市長の決断でできないことではないのではないかと思うのですが、その辺でぜひ補正予算を組むようお願いして、この項の質問を終わります。これに対して意見がありましたらお聞かせください。

#### ○（福祉）地域福祉課長

先ほども申し上げましたとおり、灯油単価は上昇傾向といえますか、昨年度から高どまりになっている状況でございまして、これが今後さらに高騰するということになりますと、市民生活にも直接響いてくるというのは間違いないことだとは思っております。ですから、今後の単価の推移、それから道や国の財政支援の動きなども注視しながら、12月に向けていろいろと状況を踏まえてまいりたいと思っております。

## ○川畑委員

ぜひ補正予算を組めるような体制ができるように期待しています。

### ◎ふれあい見舞金について

それから、ふれあい見舞金の関係ですけれども、ふれあい見舞金については、今までの経過からいくと、平成24年度は配分先を三つに分けて、災害弱者、児童・青少年、障害者という形で進めてきたと思うのですが、その前年度に、歳末助け合いの募金の狙いとは違った方向で実施されたため、市民からもいろいろな苦情が来ていたと思うのです。24年度の場合、これらに対して市民からどのような意見が上がっているか把握していますか。

### ○（福祉）地域福祉課長

ふれあい見舞金については、小樽市が直接かかわっている事業ではなく、実施主体については社会福祉協議会になりますけれども、聞いている話ですと、平成23年度、長寿見舞金ということで、所得に関係なく、高齢者の年齢を区切って見舞金を配付したということで、募金した方からは、生活に困っている方のために募金したにもかかわらず、そういった配り方をしたということで、かなりの批判があったというのは事実でございます。

それを受けて、24年度、災害弱者等に備蓄用非常食などを配付したことについては、おおむね好評だったというふうに聞いておりますけれども、この募金の9割以上を集めていただいております赤十字奉仕団の方からは、あくまでも生活困窮者を対象に私たちは集めているのだということで、一部にはそういった方々からの反対はあったというふうに聞いております。

## ○川畑委員

ふれあい見舞金は今まですみ分けしてきたというか、そのようにしてきているのですけれども、歳末助け合いという募金を市の福祉施策としてあわせて支給する当初の形がやはり一番望ましいのではないかと思います。できればそのように戻してほしいというのが基本にあるのですが、今年度はどのような支給の仕方を検討されているのか、もし聞いておられましたら聞かせてください。

### ○（福祉）地域福祉課長

今、聞いておりますのは、詳細はまだ固まっていないようですけれども、大きく分けて二つございまして、まず一つが、ひとり親世帯で所得が一定程度以下の方について、年末の義援金的なものを現金で配付するということを聞いておりますし、もう一つは、今、社会福祉協議会で行っています福祉除雪の関係で、これを充てられないかということを検討しているというふうに聞いております。

## ○川畑委員

具体的な中身はまだわからないのですね。

### ○（福祉）地域福祉課長

配分をどのようにするかというのは、11月中に共同募金会の審査委員会というものがあまして、そこで正式に決まるというふうに聞いております。今段階で私の耳に入っている情報は、今申し上げたような内容でございます。

## ○川畑委員

### ◎とど被害防止対策事業について

次に、とど被害防止対策事業について質問します。

この事業費は、平成25年度予算と昨年度予算で、計上額が120万円ほど違うのですが、増えていることについて聞かせてください。

### ○（産業港湾）水産課長

平成25年度のとど被害防止対策事業費が対前年度比で増額しているということですが、当初予算での比較では増額しているのですけれども、24年度、補正をしておりまして、24年度の決算額は25年度予算と同額の268万円になっておりまして、一応24年度の決算額では同額にはなっております。ただ、補正予算の内容についてですが、通常の

駆除としての148万円のほかに、ニシンの刺し網漁業時期において、集中的にトドの駆除を実施して、漁業被害の軽減を図るという目的で、石狩湾海域周辺と利尻・礼文海域周辺を対象にした集中駆除を実施したということで、事業費が120万円増額しております。

○川畑委員

直近の漁業被害額は把握されていますか。全道、後志、小樽で示していただけますか。

○（産業港湾）水産課長

平成24年度のトドの被害額についてですが、まず、全道ベースでいきますと、約16億1,000万円になっております。その内訳としましては、直接被害が、網などの被害ですけれども、約5億3,000万円で、間接被害が約10億8,000万円になっております。後志におきましては、総体で約4億9,500万円になっております。そのうち直接被害としましては約2億900万円、間接被害としましては約2億8,600万円となっております。小樽におきましては、細かくなりますけれども、直接被害が6,853万4,000円、間接被害が1,812万2,000円、合計8,665万6,000円となっております。

○川畑委員

これだけ被害があるわけですが、漁業者が行っている対策について把握していますか。

○（産業港湾）水産課長

漁業者が行っている被害対策なのですが、正直言いますと、今やっているのは、休漁という形で、漁に出ないということです。無理に漁に出て網を破られるほうが、費用対効果といいますか、被害が大きいですということで、現在、実際に行っているのは、漁に出るのを控えるという形になっております。

道の対策としましては、例えば強化網、網の素材を強くするという取組を行ってはいるのですが、実際、費用的な面や使用上の問題等もありますので、実用化的な部分では、小樽市としてはまだ導入していないという状況になっております。

○川畑委員

市として、その対策についてはどのようなことを考えてやっているのですか。

○（産業港湾）水産課長

トドの対策は主に、先ほど言いました駆除、そして追い払う、そして今、言いました強化網の導入、そしてトドが上陸する場所を封鎖するという取組、北海道が中心になって進めている取組ですが、これらになっております。その中で本市としましては、昨年度から始めました集中駆除という形で、一般駆除よりも増額といいますか、枠は広がっておりますので、それは北海道に今後も続けてほしいということで要請していくということと、あとは漁業協同組合が今トドの上陸場を封鎖しようという取組を行っておりますので、それについて市として支援するという取組になっております。

○川畑委員

実は私に漁業者の友人がおりまして、トドの被害については諦めだというふうに言っているのです。強化網もあるそうですけれども、とてもそれを買ってやるには、金銭的に大きな負担になってできない、だから、何とか補償してもらえないのではないかという話なのですが、その辺の動きはどうなのでしょう。

○（産業港湾）水産課長

実は本年1月に、北海道漁業協同組合連合会が事務局をしております北海道日本海沿岸漁業振興会議というところが、国に対して、今、委員がおっしゃっていました、そういう被害に対する補償、休漁に対する補償をできないかということで、そういう制度の創設を要望しているという状況になっております。

○川畑委員

ぜひそういう補償をしていくことで、漁業者を守っていくという立場で検討していただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。